

午前十時二分 開議

○富田委員長＝ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明趣旨「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○酒井委員＝おはようございます。県民ネットの酒井幸盛でございます。

本日はよろしくお願ひいたします。

まず、第一問目ですけれども、「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」についてお尋ねをいたします。

十一月二十三日、二十四日に県と唐津市が開催いたしました「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」には多くの人が来場いたしまして、大いに

にぎわった大茶会であつたと思っております。地元の議員といたしましても、

県が大規模かつ継続的な仕掛けをされたことに感謝をいたしております。まず、

本当にありがとうございました。

今年は名護屋城跡並びに陣跡の特別史跡指定七十周年に当たるため、六月の常任委員会で文化課長に、九月議会定例会では知事に名護屋城関連の一般質問をいたしましたところであります。

県では、令和二年度から唐津市と一緒にになって、「はじまりの名護屋城。」

プロジェクトと銘打ち、名護屋城の歴史的価値やストーリーを磨き上げ、県内外からの多くの来訪や周遊を促す取組を進めてきました。この一環として、今年三月に開催された第四回名護屋城大茶会は歴史学者ビッグスリーによるトークショード人気を博し、一万五千人という過去最多の集客となつたわけでござります。名護屋城の価値や歴史上の意義が再認識され、日本だけでなく、世界

中へのアピールにもつながり、もっと多くの人に訪ねてもらえそうだと期待が膨らみました。

さるに十一月四日には、特別史跡にも含まれる前田利家陣跡における五十年に一度と称される新たな発見について発表され、メディアやSNSで全国的に大きな話題になりました。前田利家陣跡については、一九九一年から二〇〇一年度まで鎮西町教育委員会で調査をしており、自分も関わっていたため、今回の大発見をうれしく思つております。

こうした中で、十一月二十三日、二十四日に開催された「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」には前年度を大きく上回る二万八千人の人が来場され、プロジェクトは飛躍的に進んだと感じました。まだイベントが終わつたばかりで整理ができない事柄もあることは承知しておりますが、熱が冷めやらないうちに労をねぎらう気持ちを込めて質問をいたしたいと思っております。

それでは、次の点について伺います。

まず、来場者数についてお尋ねします。

今年の大茶会は二万八千人の人でございました。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず一点目は、集客に効果のあつた取組はどのような工夫をされたのか伺います。

○南雲文化課長＝まず、酒井委員におかれましては、大茶会当日、現地まで駆けつけていただきましてありがとうございました。

今の御質問ですが、「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」の開催日である十一月二十三日、二十四日の来場者数は史上最多の二万八千人でした。三月に実施した第四回と比べまして、一万三千人が増加したところでござります。

集客に特に効果のあったことは次の取組だと思います。四つあります。

一つ目は、お城ファン向けのお城EXPO関連コンテンツでございます。

具体的に言いますと、大坂城や金沢城など全国各地や九州、佐賀県内から十九のお城が出展いたしまして、お城情報の発信や関連グッズを販売する「お城EXPO観光情報ゾーン」というのを設けました。さらに、歴史学者の中でも特にお城のエキスパートを招聘してのお城EXPOトーカーというのも有料で開催しました。

二つ目は、学芸員がお城や陣跡の価値を分かりやすく解説する、初心者からコアなお城ファンまで楽しめるガイドも実施しました。

具体的には、名護屋城跡の石垣にフォーカスした「石垣に恋した学芸員と歩く名護屋城跡ガイドツアー」、さらに前田利家陣跡に関する新発見を現地で解説する「前田陣跡プレミアムガイド」、あわせてツーリズム協議会や名豊塾など地域のガイド団体が実施する「名護屋城ガイドツアー」や「太閤道散策ツアーアー」、「屏風絵ツアーアー」などにも、体制や内容を拡充してもらい、例年よりも多く来場したお城ファンのニーズを満たす取組になつたと思っております。

さらに三つ目ですが、クイズラリーによる周遊企画、「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」によよそ千人の参加があつたということも大きなところでございました。子供や子育て世代の好評を得て、会場に多数の子供たちの笑顔や歓声があふれるというこれまでにない名護屋城の新たな光景を見ることができました。

四つ目は、大茶会をハブにした周遊を狙つた取組を行つたことです。六月定期議会でも酒井委員に御質問いただきましたが、その答弁で、今回はエリアと期間を拡大して実施すると、そこが重要なポイントであるというふうに申し上げました。名護屋城のみならず、唐津城や呼子、唐津窯元ツーリズムと広域的に連携し、また、二日間のみならず、十月三日から名護屋城で、十月十一日からは唐津城で企画展を開催するなど、エリアと期間を拡大して取組を行いました。

た。

○酒井委員=ありがとうございます。これだけ二万八千人の人を集めていることは、本当にいろんな工夫をされたのが分かりました。

次には、集客に効果があつたその要因はどのように分析をしてあるのか。ちょっと時間がないかと思いますけれども、今の段階でもし分析しておつたら文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長=近年、名護屋城の文化的価値へのシフトというものに取り組んでおりますが、それが功を奏し、名護屋城跡のお城としての価値についても飛躍的に脚光を浴び始めております。例えば、前回の大茶会の本丸トーカーショーなどにおきましては、歴史学者の平山優先生からは、名護屋城は「近世城郭遺構の至宝」ですとか、「奇跡の城」であるという評価をいただいています。同じく歴史学者の磯田道史先生からは、「安土桃山時代ではなく、安土肥前名護屋城時代と言つてもよい」というような、すばらしいコメントをいただいたり、メディアやSNSでも広く発信いただいておりまして、全国的に高い注目を浴びるようになつてきております。

こうした中で、今回「九州初」、「本物の城跡での開催は初」ということでうたいました「出張！お城EXPO」を開催しましたが、お城関連とのコンテンツとしましては、名護屋城のお城としての価値と相まって、大きな効果を生んだと我々は考えております。

そして、先ほどクイズラリーの話をしました。「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」というものを企画しましたが、それは名護屋城とか陣跡の価値をお城ファン以外の方々にも広く伝え、地域の歴史や文化に親しんでもらうために実施した周遊の企画ですが、特に子供たちや子育て世代といったお城ファンではないライター層の方々をターゲットとして、県内の全小学校に学校を通じて配布したものでございます。

結果として、その配布したクイズラリーの紙を持つて子供たちが来場してくれたわけでございますが、それが特に大きな増加の効果として現れたものと考えております。

このように、お城ファンやライト層など徹底した顧客視点に立ったコンテンツ開発を行うとともに、各ターゲットの属性を踏まえたSNSの活用などの広報も非常に丁寧に実施しております、それらの的確なマーケティング戦略が寄与して、想定を上回る来場者を獲得することができたと考えております。

以上です。

○酒井委員＝本当に忙しい中にこれだけの分析をしていただきしております。次の茶会につながるように生かしていただきたいと思つております。

次は、前田利家陣跡の発掘の成果についてお尋ねします。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトとして、名護屋城跡並びに陣跡の利活用検討事業に取り組まれておりますが、先日の「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」においても、前田利家陣跡での新発見を紹介するプレミアムガイドに私自身も足を運んだわけですけども、大変なにぎわいであったわけでございます。昨日、またこの本委員会で現地視察も行つたところであります、次の点についてお尋ねをいたします。

まず一点目は、前田利家陣跡の発掘調査のこれまでの経緯をお尋ねします。文化課長にお願いします。

○南雲文化課長＝経緯ですけれども、鎮西町の教育委員会については委員のほうが詳しいと思いますので、それ以降の二〇〇〇年度以降についてですが、名護屋城博物館が主体となりまして、二〇〇六年度にかけて丘陵西裾主体部一帯の発掘調査を行つております。庭園関連遺構、いわゆるおもてなし空間を発見するとともに、丘陵西裾主体部の虎口南側の石垣を修理しております。

二〇一四年度には資源エネルギー庁からの交付金の採択を受け、学術調査だけではなく、陣跡周遊のコアポイント、ひいては地域振興の好循環を創出することを目的に入れた前田陣跡の令和六年から令和十年の整備計画を策定しております。

二〇一五年には、前田陣跡丘陵部一帯の踏査と概略図作成を行つたことで、全体的な基本構造が判明しました。また、丘陵西裾主体部への導入部——樹形土橋と言われるものですが——の発掘調査によつて、規模や構造などが判明しております。

こうした成果と合わせて堀の可能性が高い遺構を発見したことなどを発表し、全国的な話題になつたところでございます。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。前田利家陣跡の発掘調査の経緯について「はじまりの名護屋城。」プロジェクトとして、名護屋城跡並びに陣跡の利活用検討事業に取り組まれておりますが、先日、「第五回名護屋城大茶会×

次は二点目ですけども、日本全国から約百六十を超える戦国武将、また、大名の多数の陣跡の中でも、どうして前田利家陣跡を整備をしているのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝歴史的なストーリーや遺構の発掘など、前田利家の陣跡には非常に多くの魅力がそろつています。それに加えまして、そもそも前田利家の知名度の高さや、陣跡の立地そのものも非常に有利な、有利なというか、魅力のある条件となつております。そういうことから、周辺の陣跡の周遊への

きつかけとなるモデル陣跡となるんではないかとしまして整備することとしたしました。

例えば知名度について言えば、皆様御存じだと思いますけれども、前田利家は加賀百万石の祖として知られる大名でございます。五大老の一人として秀吉の政権下においても重要な役割を担つた人物でございます。そういう観点で非常に知名度も高く人気の高い人物でございます。

先ほども申し上げた立地についても、名護屋城から非常に近くて、かつ百五十の陣跡の中心的な場所に位置しております。そして、現代的な視点から申し上げますと、道の駅「桃山天下市」にも隣接してアクセスがいいため、ほかの

陣跡などとの周遊のスタート地点として期待ができるところでございます。

そして、歴史的なストーリーについて言えば、豊臣秀吉が訪れ、そこで茶会をしたり、明国(現在の福井県)の使節団が訪れたなどの歴史的にも重要な場所として語られるところでもございます。

そして、遺構としても、「館」部分が発掘されたり、詳しく言えば、御殿や庭園、茶の湯に関するおもてなし空間などの特徴的な遺構も見つかっております。

こうしたほかに見られない価値を生かして今後の文化観光や地域振興の推進力となるよう、前田利家陣跡を磨き上げていく予定でございます。

以上です。

○酒井委員=ありがとうございました。前田利家の陣跡の磨き上げということの整備ということでございます。

次は三点目ですけれども、改めて前田利家陣跡の今回の発見はどういうものなのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長=前田利家陣跡に名護屋城付近の陣跡の中で最大の堀と見られる遺構が発見されたというのが最も大きなトピックかと思つております。

「陣」は、本来、簡易的、短期的なものでございますが、前田陣の堀の幅は姫路城と同程度の巨大なものと見られ、専門家から、「これは陣というより、まるで城である」というふうに評価されております。

こうした巨大な堀が存在するのは、名護屋城付近の陣の中で前田利家陣跡と徳川家康陣跡のみでございます。前田利家が徳川家康と並び豊臣政権下において別格の力を持つていたことを示す貴重な遺構であると考えております。

このことから、今回の新発見は五十年に一度とも言える特筆すべきものであると捉えております。

以上です。

○酒井委員=ありがとうございます。新発見について貴重な遺構であるということですけども、前田利家陣跡の新発見について効果的にやつぱり伝えていくことが必要じゃないかと思いますので、どのような工夫をされたのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長=十一月四日にお城ファンを中心に、全国的な知名度と人気を誇る城郭考古学者である千田嘉博先生、歴史学者の平山優先生をお招きしたメディア向け発表会を企画しました。そこで「陣というよりも城」という分かりやすい、取り上げられやすいキャッチコピーをつくりまして、インパクトのある発信を実施したところでございます。

以上です。

○酒井委員=効果的に工夫されたとは思いますが、その工夫をどのような結果につなげていこうとされておるのか、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長=そのような取組を行つたことによりまして、県内外のテレビ、新聞など十社のメディアが取材に来ていただきました。最大の堀や「おもてなし空間」まで備えた、「まるで城」のような立派な陣であった内容とともに、抜群の人気を誇る歴史学者が発表したことによりまして、テレビ、新聞、ウェ

ブサイト、SNSなどを通じ、全国的な話題となりました。

多くの記事やニュースになつたばかりでなく、例えば、NHKさんでは、発表後の追跡取材も実施していただきまして、特集コーナーまで制作いただき、十二月四日には佐賀版で、本日十二月十日の朝には九州・沖縄向けに放送されるなど、その価値の発信に大きく貢献をしていただきました。

また、このメディア向け発表会は、約三週間後の大茶会や大茶会当日に行いました前田陣跡現地での一般参加者向けの有料プレミアムガイドのPRを兼ねたものでございました。全国的な話題となつたため、この有料のプレミアムガイドは二日間で二百十五名という多くの方々が参加いたしまして、お城ファンの大きな熱気に包まれたという状況でございました。

名護屋城ではなく一つの陣跡がこのようなお城ファンを引きつけるといふことはこれまでなかつたように思います。今回このような新しい変化が有料の観光コンテンツとなることを示すことができたことも、ある意味大きな発見でございました。

さらに加えて言えば、全く新しい資源を投入するのではなく、学芸員が調査結果を解説するという現状的な業務に工夫を加えることによつてもマネタイズができるということを示したことは、佐賀県の文化ツーリズム創造の観点で非常に画期的なことであつたと考えております。

今回の新発見をきっかけに、これからも前田陣跡の発掘の成果に注目していくといふ歴史ファンも多くおりまして、今後も新しい変化が人を引きつけるというコンテンツになる可能性を見逃さずに、タイムリーなコンテンツの創造や進化を行いたいと考えております。

以上です。

○酒井委員=ありがとうございます。

やっぱりいろいろ工夫をされて、結果が効果的にされておると思つております。

す。

次は、「第五回名護屋城大茶会×出張所！お城EXPO」の成果についてお尋ねします。

私も今年の大茶会に参加し、集客を肌で感じたところであります。様々な成果が見えてきたことと思ひます。

そこで、大茶会全体ではどのような成果があつたのかについて、文化課長にお尋ねします。

○南雲文化課長=まず、唐津市や地元の団体など、関係者の皆様のおかげでもありますて、たくさんの成果を上げることができました。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、今回の名護屋城大茶会は、「出張！お城EXPO」とのコラボ開催によりまして、コンテンツの拡充などにより期間を二日間としました。この拡大版の試みを成功させられたことがまず一つの成果かなと思つております。さらに、少し外観的なデータを見ていくと、来場者アンケートでは九四%が満足、やや満足と回答いたしました。そして、初参加は全体の約六九%でございました。五回目で六九%といふことでござりますので、お城ファンという新しいターゲットが集客できたものと考えております。

そして、県外からの来場者です。約五割強が県外からの来場者でした。そして約三割が宿泊をされております。また、飲食やお土産などの消費も、得られたデータから分かつておりまして、大きな経済波及効果があつたと把握しております。

さらに、特筆すべき成果としましては、多くの来場者があつたということに加えまして、むしろ来場者にお金を使つていていただくコンテンツを戦略的に創造し、前回から大きく拡充できたことのほうが、今回より特徴的な成果だと考えております。前回の有料コンテンツは十一個でした。今回はさらに増加させ

十八個にしております。

もうちよつと言いますと、二回前の令和五年度は有料コンテンツが六個でした。それを考えていきますと、今回、主要なコンテンツはほぼおおむね有料で開催させていただきまして、さらに値づけについても、マーケティングの視点を持ちながら、価値あるものについては安売りすることなく、値上げをするなど、適正な値づけの方向に努めたことが大きなポイントであると考えております。

また、お城EXPOは、他の開催地では大体、体育館のような場所で実施するのが常でございます。本物のお城そのもので開催するのは名護屋城が初めてでございまして、そのお城そのものの価値を徹底的に活用したコンテンツをつくったことも特徴的で、先ほど申し上げました石垣ツアーや、前田陣プレミアムガイドなど有料のコンテンツを新しく創造したことを含めて、お城や陣跡などを巡る有料のガイドツアーを用意しました。

そしてあわせて、お城関係の有料講演会、さらに文化関係の呈茶、能などの文化体験などのコンテンツを各種提供しまして、大茶会に直接ひもづいている購買だけでも、我々がデータで把握しているだけでも、個人や団体客を対象に合計約一万五千人の方に購入いただいております。

さらに、名護屋城博物館のミュージアムショップを今回リニューアルしました。飛躍的に拡充しました。新たな陳列棚を設置しまして、見やすく、買いやすい売り場づくりとしました。

そして、新規グッズの開発、販売の効果に加えまして、既存の図録やグッズの商品価値も上げて、購買意欲を大きく刺激したことが功を奏しまして、十一月二十三日、二十四日の二日間のみで約六十八万五千円、従来でいきます二ヶ月分の売り上げを二日間で達成しました。

もちろん、名護屋城に関する「文化ツーリズム」としては、昨年度は日帰り

ツアーのみ三本を造成しましたが、今年度は東京、名古屋、大阪、広島、福岡発着の宿泊付きツアーを含む八本の新しいツアー商品を造成しました。

名古屋城が持つ唯一無二の文化資源を源泉に文化観光コンテンツを創造し、販売、催行を図り、県内のほかのエリアへ周遊することにもつなげましたので、大きな経済波及効果を含む好循環を創出できたと考えております。そういった「文化ツーリズム」についても、さらなる推進がスピード一にできましたし、大きく前進させられたと考えております。

ちなみに、このツアーの創造は、外部の旅行会社などへの県負担はゼロ円でございまして、むしろ我々の有料コンテンツを販売しておりますと、県は収入のあるスキームとなつております。

以上です。

○酒井委員：ありがとうございました。

本当に成果のあつた大茶会じゃないかと思っております。

有料にして、これだけ二万八千人の多くの方が来ていただきました。地元議員としても本当にうれしく思っております。これをさらにまた望みたいわけですがれども、今後についてお尋ねをいたします。

冒頭にもお話ししたとおり、九月議会定例会の一般質問で、知事に「肥前名護屋城を世界の歴史に」という考え方への知事の思いについて質問をいたしました。知事からは、世界の肥前名護屋城を実現していくとの力強い答弁をいたいたわけでござります。

そのときの答弁は、お茶や能など、日本文化の発展の原点である名護屋城は驚くべき文化的な価値があり、世界に十二分に通じるものがあると確信し、その文化的側面に光を当てる方針に転換したと。また、豊臣秀吉の拠点として築かれた城で全体的な遺構を見ることができるのは名護屋城のみであり、「近世の城郭遺構の至宝」とか「奇跡の城」と評価をいたしております。こうした価値

を磨き上げる「はじまりの名護屋城。」プロジェクトを展開してきた。今年の十一月に開催する名護屋城大茶会では、「出張！お城EXPO」の誘致に九州で初めて成功した。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトをきっかけに多くの事業ができたのは、これから楽しみにほかならないと。唐津全体、官民の皆様方の取組を複合的、重層的に展開して、名実ともに世界の肥前名護屋城、世界の唐津を実現していきたいと力強い答弁をいただいております。

このことを踏まえて最後に、今後、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトにどのように取り組んでいくのか、文化課長にお尋ねをいたします。

○南雲文化課長＝名護屋城大茶会については、来年度も開催する方向で調整を進めているところでございます。今回、十一月の大茶会においても、歴史学者の中井均先生からは、「名護屋城は『近世城郭史の石垣技術のターニング・ポイント』である」という評価ですとか、お城好きとして知られる俳優の高橋英樹さんからは、「全國のお城の中でも名護屋城は『お城の原点』だ」と述べられて、「この本丸跡から見るこの景色、このすばらしさを見つけて城を造ろうと言った秀吉はすごい。周りにも広大な土地に陣屋があり、この規模は全国の城でほかには見当たらない」といったような力強い評価、コメントをいただきながら、名護屋城のお城としての価値にさらに光を当てることができたと考えております。

こうした名護屋城のお城の価値を生かした文化ツーリズムが、個人客や団体客にかかわらず、イベント時だけではなくて平時、日常的にも定着するように、日常的なコンテンツの定着化にも今後は取り組んでいきたいと考えております。なお、九月議会でお答えしました世界を視野に入れたインバウンド対応については、五十以上の言語に対応する多言語デジタルガイドアプリ「B100m berg Connects（ブルームバーグ・コネクツ）」の導入に向けて、十二月二日に県立の全博物館施設六館によるキックオフミーティングを実施し

ました。来年春頃のサービススタートに向けて各館で準備を既に進めております。予定しております。

今回の大茶会は、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトにとつて大きな飛躍となりました。全国的な注目度が高まりまして、地元も大変喜んでいただいておりまして、好循環が生まれております。このタイミングで「はじまりの名護屋城。」プロジェクトをより一層加速させ、名実ともに世界の名護屋城を実現するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。ぜひその意気込みで引き続き頑張っていただきたい。

以上で一問目の質問を終わります。

次に、二問目の「ツール・ド・九州」国際自転車ロードレース開催についてお尋ねいたします。

さきの九月議会で、二〇二六年の「ツール・ド・九州」への参加に向けて、「ツール・ド・九州開催準備事業費」の予算を要求され、可決されました。また、先月末には主催者から「ツール・ド・九州」二〇二六年大会の開催日程及び開催県が発表され、佐賀県では来年の十月十日に福岡県との共催で開催されることが決まりました。

まだ県内での開催地やコースは正式には決まっていませんが、県では唐津市鎮西町の波戸岬周辺をスタートし、上場地区を周回した後、唐津市市街地、虹の松原を通り、福岡県糸島市へ抜けるコースで調整していると聞いております。「ツール・ド・九州」は、九州の経済界と行政が協力しながら開催している国際自転車競技連合公認のサイクルロードレースとして世界のトップチームも参加する大会であり、このような大会が私の地元である鎮西町を含む唐津市で

開催されることを大変喜ばしく思っております。この佐賀県唐津市での開催を県内外の多くの方に知つていただき、わくわく感を持つて大会開催を迎えていただきたいと考えております。また、この大会を通じて、唐津市の魅力を広く発信してもらいたいと考えております。

一方、大会当日は交通規制が行われることで、地元の住民、また関係者の皆さんの協力が必要になると思つております。丁寧な説明も必要になつてくると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず一点目は、これまでの開催状況についてであります。

これまでの「ツール・ド・九州」の開催状況、また開催県や出場チーム、観客数、それから経済効果はどのようになつてているのかを SSP 推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝「ツール・ド・九州」は、九州各県と経済界から成ります九州地域戦略会議で開催が決定をされまして、国際自転車競技連合、アルファベットの三文字で UCI と呼ばれておりますが、UCI 公認のサイクルロードレースとして、二〇一三年から毎年十月の三連休を含む四日間の日程で開催されています。

○片渕政策企画監＝「ツール・ド・九州」は、九州各県と経済界が一体となって取り組みます官民広域連携プロジェクトの一つであります、参画については以前から検討してまいりました。佐賀県での開催を考える中で、今回、レスを通じて波戸岬、唐津から糸島、福岡都市圏へつながる海沿いの美しいエリアを一体的に国内外に PR するチャンスと考え、国スポ・全障スポの終了により、人員面でも対応可能という判断もあり、来年の 2026 大会から参画することとしました。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。経緯については、来年から参加するということです。

次は、大会開催の周知、または機運醸成についてお尋ねをいたします。大会への開催をわくわく感を持つて迎えてもらいたいと考えています。佐賀県開催の周知及び機運醸成については、これまでどのような取組を行つてきたのか、また、今後どのように取り組んでいくのかを、 SSP 推進局政策企画監に伺います。

出場チームとしては、2025 大会では、世界トップの UCI ワールドチームの二チームを含みます全十八チーム、百六名の選手が参加しております。

観客数につきましては、2025 大会全体で速報値で十万六千五百人、経済効果については現時点ではまだ発表されておりません。

なお、2024 大会全体では観客数が十萬一千人、経済波及効果については効果については現時点ではまだ発表されておりません。

二十六億四千九百六十万円と推計されております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。開催県や出場チームについては今報告がありました。それから観客数、経済効果についてはまだ出ていないというところでござります。

そしたら次は、大会参画の経緯についてお尋ねをいたします。

どのような経緯で来年の大会から参画することになつたのかをお尋ねします。 SSP 推進局政策企画監に伺います。

SSP 推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝今回、県内では初開催となることから、まずは多くの人に大会のことを伝え、興味を持つてもらう取組が大事であると考えております。

これまでの取組としては、唐津くんちの開催に合わせまして、十一月三日に、

唐津市役所前に大会のイメージカラーである黄色を基調としたベースを出展し、チラシの配布やプロモーション活動を行いました。この際、単に大会開催を伝えるだけではなく、自転車競技に興味を持つてもらうために、今年、2025

大会の「ツール・ド・九州」にも参加したプロチームによる「バーチャルサイクリング体験」も開催し、多くの方にロードバイクの楽しさを体験していただきました。また、十一月二十三、二十四日に開催されました名護屋城大茶会においても、チラシの配布によりPR活動を行いました。

今年度において、今後、「さが桜マラソン」などの各種イベントでPRブースを出展したり、新聞広告、ルート・グランブルーを中心とした唐津の海など、コースの魅力を前面に打ち出す動画の制作、配信などを行ってまいります。以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。やはり大会が今度初めてですから、興味を持つてもらうということと、先ほど言われましたように、唐津くんちとか、それとか、この前の大茶会等で周知をしていったということでございます。ありがとうございました。

次は、コースや交通規制の調整状況についてお尋ねします。

佐賀県内のコース設定や競技実施のための交通規制の調整状況、今後のスケジュールはどのようになっているのかを、SSP推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝県としては、大会の開催を通して、世界的ダイバー、ジャック・マイヨールが愛した唐津の海を望むルート・グランブルーをはじめとして、唐津エリアのすばらしさを効果的に発信したいと考えております。

このため、コース設定については、波戸岬をスタートし、ルート・グランブルーを含む上場地区を周回し、唐津城、虹の松原を通り糸島に向かうコースで大会事務局や福岡県と調整しており、今後のスケジュールとしましては、来年

五月に詳細なコースが決定されることとなつております。

競技実施のための交通規制については、県警本部にもコース案を共有しております、今後、コース設定の中で詳細を調整してまいります。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました、やはり地元の説明が一番大事ではないかなと思っております、こういうふうな大会についてはですね。そして、コースについても今言われましたように、波戸岬をスタートして、唐津を通つて福岡までということです。

そうした中で、最後になりますけれども、今後の取組についてお尋ねいたします。

大会を通して唐津市の魅力を発信されることを期待しておりますが、大会開催に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかを、SSP推進局政策企画監に伺います。

○片渕政策企画監＝今後の取組につきましてですが、「ツール・ド・九州」は競技としての国際自転車ロードレースの開催にとどまらず、唐津エリアの持つすばらしさを国内外に発信する大きなチャンスです。

ルート・グランブルーは、唐津が誇る美しい海岸線をPRする象徴的な道であり、ジャック・マイヨールが愛した唐津の海を舞台として、多くの人にそのすばらしさを伝えることができると考えております。

特に今回、福岡県との共同開催を通じて、福岡都市圏から見たときに、糸島のその先に唐津というすばらしいエリアがあるということを広く知つてもらうことができます。

大会開催に向けては、「ツール・ド・九州」の開催を通じて自転車ロードレースの迫力や楽しさを伝えることはもちろん、大会を契機に、唐津の本物のすばらしさを発信し、観光誘客の促進など幅広い分野への取組にも広がり、ひ

いては唐津、そして、佐賀県の飛躍につながるよう、大会の盛り上げに向けてしっかりと準備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。その意気込みで引き続きひ頑張っていただきたい。二問目の質問を終わります。

次は、三問目の県内の土砂災害防止対策についてお尋ねいたします。

近年、線状降水帯などによる豪雨災害が激甚化、頻発化しており、全国各地で多くの土砂災害が発生しております。特に九州は線状降水帯や台風の常襲地帯であり、今年も六月上旬に鹿児島、八月上旬には福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島県で線状降水帯が発生いたしており、記録的な雨量を観測したところであります。中でも八月六日から十二日にかけては、福岡県宗像市、熊本県玉名市、鹿児島県霧島市などにおいて、土砂災害による甚大な被害が発生いたしております。

佐賀県では幸いにも今年度は大きな被害はなかつたですけれども、過去には令和元年、令和三年及び五年の豪雨において、県内で多くの土砂災害が発生し、特に令和五年七月の九州北部豪雨では、唐津市浜玉町で土石流により尊い人命が奪われたことは本当に残念であります。このようなことを二度と繰り返さないためにも、早急に土砂災害対策が必要であると思つております。

今後も地球温暖化に伴う気候変動の影響により、過去に経験したことのない災害の頻発が予想される中で、県内には土砂災害リスクが高い地域がまだまだ多く残っております。不安を抱いている方々が多くおられます。

土砂災害は一たび発生すれば、瞬時に人命と財産に直接的に深刻な影響を及ぼすことになることから、県民の方々が安心して生活を送ることができるように、早期に土砂災害対策を進めていくことが重要であると思つております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

土砂災害危険箇所についてですが、県内には土砂災害の被害を受けるおそれがある土砂災害危険箇所は何カ所あるのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の三つがあります。

平成十四年に公表いたしました土砂災害危険箇所は、土石流危険箇所が三千六十八カ所、地滑り危険箇所が二百カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が六千二百六十六カ所となつております。合わせて県内に九千五百三十四カ所があります。

以上でございます。

○酒井委員＝やはり危険箇所が多くあるようござります。

次に、土砂災害危険箇所の整備状況についてですが、県民の命と財産を守つていくためには、砂防ダムや地滑り防止対策施設、急傾斜地対策施設などのハード整備が有効であると考えております。

県内の土砂災害危険箇所における整備状況はどのようになつてているのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝土砂災害危険箇所のうち、被害想定区域内に人家が五戸以上、または官公署、学校、病院、社会福祉施設などの要配慮者利用施設が存在する三千六百十カ所を要対策箇所として優先的に整備を進めているところです。

このうち、土石流対策として砂防ダムの整備、崖崩れ対策として擁壁工やのり面対策工、地滑り対策として排水ボーリングの設置などの土砂災害防止対策について、令和六年度末までに千三カ所で整備が完了しているところです。

今年度も引き続き、県内五十八カ所において土砂災害防止対策を実施しており、今年度末までに八カ所を完成する予定であります。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。やっぱり三千六百十カ所もの多くの整備

箇所があります。

次は、土砂災害の発生状況についてですが、土砂災害対策の事業が進められている中で、近年における県内の土砂災害の発生状況はどのようになっているのか、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝近年の土砂災害の発生状況につきましては、平成二十九年度までは毎年七件程度でありましたが、佐賀県で初めて大雨特別警報が発表されました平成三十年度以降は、平成三十年度に十七件、令和元年度で七十六件、令和三年度で五十五件、令和五年度で九十件と多くの土砂災害が発生しています。

令和五年七月の豪雨では、佐賀県に線状降水帯が発生し、唐津市浜玉町地区では、四日間で総雨量が四百五十ミリを超える雨が降り、七月十日の朝には大規模な土砂災害、土石流が発生いたしまして、三名の方の貴い命が失われたところです。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。やはり毎年多くの災害発生状況がございます。

次、唐津市浜玉町の今坂川第三災害関連緊急砂防事業についてお尋ねします。令和五年七月九州北部豪雨で、土砂災害が発生した甚大な被害となつた唐津市浜玉町では今坂川第三災害関連緊急砂防事業が行われていますが、工事の進捗状況と今後の予定はどのようになつているのかを、河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝唐津市浜玉町平原地区では、令和五年七月豪雨で土石流が発生し、三名の方が亡くなり、家屋全損二戸と甚大な被害が発生しております。

これを受け、令和五年八月に、今坂川第三災害関連緊急砂防事業に採択をさ

れまして、現在、砂防ダムの建設を進めているところでございます。令和五年九月から測量、設計を行い、令和六年七月に工事に着手し、令和七年八月に砂防ダムの本堤、これが高さが十三メートル、長さが四十八・五メートルが完成したところです。

現在、本堤下流の副堤の整備を進めており、その後さらに下流の取り付け水路の整備を進めていく予定をしています。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。私がちょっと疑問に感じ取ったのは、この委員会でもこの前、今坂川第三災害関連緊急砂防事業の現場に行っていると勉強させていただきましたけども、そのとき私が思つたのは、これは令和五年七月の豪雨災害でこの今坂川第三災害関連緊急砂防事業が行われておるわけですね。私は記憶の中では、五年前の四、五年前に、上のほうに、考えた第一になるのかな、砂防ダムを造つてあるですもんね。そして、下にまた第二ですか、造つてあるんですね。そして、何でこういうような災害に今坂川が遭われたのかなど。上流のほうに砂防ダムを造つておつて、何で下流のほうに災害があつたのかということで、ちょっと私疑問を感じたもんですから、その辺をちょっとよろしくお願ひします。

○中原河川砂防課長＝今ちょっと委員のほうから御質問がありました、上流に砂防ダムがあるのに、どうして今回、今坂川の第三、そちらのほうで災害が起きたのかということについて御説明いたします。

今坂地区においては、そういうふた土石流が発生する危険箇所というのがたくさんあります、今坂川一号の堰堤というのが平成元年度に竣工をしております。その下にもう一つ、今坂川第一のまた砂防堰堤というのが、令和四年度に竣工をしているところです。その二つにつきましては、同じ渓流で整備が行われているところです。

今回起きました今坂川の整備をしている第三というのは、渓流が少し違う渓流であります。地区としては同じ地区ですけれども、違う渓流の今回砂防被害が起きたということで、前回平成元年度と令和四年度に竣工した渓流とは違う渓流ですので、今回の新しい地区、土石流が起きたところは、既にできた砂防の効果が直接効果がないところでございました。

以上でございます。

○酒井委員＝渓流が違うということですね。分かりました。

最後に、今後の土砂災害防止対策の取組についてですが、地球温暖化に伴う気候変動の影響により災害が激甚化、頻発化している中で、土砂災害防止対策に今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。河川砂防課長にお尋ねします。

○中原河川砂防課長＝近年の気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化により、県内でも土石流が発生し被害が発生しているため、着実に土砂災害防止対策を進めていく必要があります。

砂防施設の整備など、ハード対策につきましては、「緊急性」、「必要性」、「効果」などの観点から総合的に判断し、優先度の高いものから実施をしてきているところでございます。

まずは、県民が安全に安心して暮らせるよう、現在実施しているハード整備を着実に進め、早期完成を目指すとともに、優先度の高い箇所から順次整備を進めていくこととしています。

一方、ハード整備を進めるもののまだまだ整備が必要な箇所が多く残つておる、施設整備には多くの時間や予算が必要であります。このため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、住民など周知し、早めの避難行動を取つてもらうため、土砂災害警戒区域として一万二千九百九カ所を指定して公表しているところです。

さらに、令和七年六月には、高精度な地形情報を利用し抽出した、新たに土砂災害のおそれがある箇所四千六百八十七カ所について土砂災害警戒区域の指定を待つことなく公表したところでございます。

現在、その四千六百八十七カ所のうち、令和七年度までに約二千三百カ所の基礎調査が完了する予定であり、今後、市町と調整しながら土砂災害警戒区域の指定及び公表を進めていく予定です。

また、災害が発生しそうなときは、的確な情報に基づき、地域に応じた避難行動を早め早めに取ることが大切であります。このためテレビ、ラジオ、インターネット、「防災ネットあんあん」などにより、住民へ土砂災害警戒情報を提供しているところです。

県としては、県民の安全・安心な暮らしの実現に向け、「命を守る」ことを優先的に、ハード、ソフトと一体となつた土砂災害防止対策にしっかりと取り組んでいくこととしています。

○酒井委員＝ありがとうございました。その意気込みでぜひ頑張ってください。

次は、四問目の「地域の」「地域による」「地域のための」地域交通を継続可能なものとするための取組についてお尋ねをいたします。

地域が地域交通を支えることで、地域交通は地域を支えてくれる。地域住民が乗ることで地域交通が支えられ、地域交通があることで地域住民の生活が支えられている。コミュニティーバスやデマンドタクシーといった地域交通は、買い物や病院の通院、また、学校の通学、会社の通勤などの暮らしを支え、誰もが気兼ねなくお出かけできる社会を実現するための大切な移動手段であると思つております。

しかし、私の地元である唐津市、玄海町の地域の方々からは、「家からバス停までが遠かばい」と、「運転免許証を返納したばつてん、病院とか買い物が

不便ばい」と、「送迎をお願いできる家族もいない」といった多くの声をお聞きます。特に高齢者にとっては生活の質に直結することから、将来にわたつて暮らしが支える地域交通を確保していくことは重要であると考えます。

今後、高齢化が進み、運転免許証の返納等により移動がままならない高齢者が増えていくことなども考えれば、暮らしが支える地域交通を将来にわたつて持続可能なものとする取組を着実に進めていくことが必要であると思つております。

こうした中で、地域交通を持続可能なものにしていくためには、中長期的な視点で運行形態の見直しをしたり、駅やバス停までの、いわゆるラストワンマイルの移動手段にどう対応していくのかが重要であると思つております。

そこで、次の点について伺います。

課題認識について伺います。

県内のコミュニティーバスやデマンドタクシーといった地域交通における課題はどのようなものと認識しておるのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝コミュニティーバスやデマンドタクシーは、その地域で暮らす方々の買い物や通院などの暮らしの移動を支えており、生活になくてはならないものでございます。しかし、利用が低迷している路線や区域があること、また、燃料費や人件費が高騰し、運行に係る市町の財政負担が増していること、こういったことが課題であると認識しております。

○酒井委員＝課題、認識については分かりました。

次は、運行状況についてお尋ねをします。

県内のコミュニティーバスやデマンドタクシーの運行状況はどのようになつてているのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝県内全ての市町におきまして、コミュニティー

バス、またはデマンドタクシーが運行しております。

具体的には、コミュニティーバスは十八市町で、デマンドタクシーは十三市町で運行されております。市町によって運行形態が異なつておりますのは、地域の実情やニーズに合つた運行形態をそれぞれの市町や地域で考えてつくり上げているからであると考えているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。

そうすると、市町の取組についてお尋ねをいたします。

これまでの取組についてであります。

市町では、地域交通を持続可能なものとするためにどのような取組が行われておるのかを、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長＝県内では、コミュニティーバスやデマンドタクシーを持続可能なものとするために、市町や地域の方々が主体となり、試行錯誤しながら、地域の実情やニーズに合つたものにづくり上げていくことに加えまして、既にあるものも見直しを続け、また、利用の促進を図られてきたところでございます。

例えば、大町町におきまして、これはコミュニティーバスにつきましてですが、コロナ禍で運行をスタートしたことでもございまして、利用が伸び悩んでおりました。利用促進の取組としまして、無料データによる乗るきつかけづくりを実施されました。さらに白石高校商業科キャンパスの高校生に対して、利用が少ない便を下校時に利用してもらうようPRするなどによりまして、利用者の増加につながったところでございます。

また、唐津市や玄海町におきましては、路線バスやコミュニティーバスなどを再編しまして、A-Iを活用したデマンドタクシー「チョイソコからつ」や「のるーと玄海」が運行されております。この取組によりまして、利用したい

時間に自宅近くの場所で乗り降りが可能となつたことで利便性が向上し、さらに事前に予約して乗り合うことや、A-Iを活用することで効率的な運行につながっております。

以上でござります。

○酒井委員=ありがとうございました。市町の取組については分かりました。

それでは、現在、市町では、今後の地域交通を持続可能なものとしていくために、どのような取組が行われているのかお尋ねします。

○江口地域交通システム室長=現在行われている取組についてです。

例えば、鳥栖市や基山町におきましては、現在、定時定路線のコミュニティーバスが運行されております。利便性の高い地域交通の在り方を検討する

ために、それぞれでA-Iデマンドタクシーの試験運行に取り組まれております。

また、みやき町におきましては、コミュニティーバスにつきまして、一部の路線での利用減少や、バス停まで遠い、都合のいい時間にバスがないといった課題に対応するため、デマンドタクシー導入を含めた再編に向けまして調査検討が行われております。

さらに嬉野市におきましては、路線バス廃止に伴う代替手段を確保するため、利用者の予約に応じて決まったルートを運行する乗り合いタクシーの試験運行に取り組まれております。

このように、地域交通を持続可能なものにするため、市町や地域が主体となつて停車場所を増やしたり、ダイヤを見直したり、コミュニティーバスからデマンドタクシーに形態を変えたりと、つくつて終わりではなく、運行後も見直しが重ねられているところでござります。

以上でございます。

○酒井委員=ありがとうございました。

地域交通をやはり持続可能にするためには、どうしても財政的なものが必要

になつてきます。

そこで、国や県の支援についてお尋ねします。

まず、公的資金の投入についてであります。

利用者だけでなく地域全体に恩恵を与えることから、国や県が公的資金を投入する必要があると思いますが、県はどう考えてありますか、地域交通システム室長に伺います。

○江口地域交通システム室長=地域交通は、買い物、通院や通学、通勤など暮らしの移動手段としてはなくてはならないものであります。その地域で人々が暮らし続けるためには地域交通を持続可能なものにしていくことが必要でござります。

予算の制約がある中で、漫然と財政支援を行うのではなく、「利用の促進」や「運行の効率化」といった地域交通を持続可能なものとするための取組を支援していくことが必要と考えております。国や県では様々な財政支援を行つてきています。

○酒井委員=ありがとうございました。

次は、国の支援についてお尋ねをします。

国は、地域交通を持続可能なものとするためにどのような支援を行つておるのかをお尋ねします。

○江口地域交通システム室長=国の支援でございますが、暮らしを支えるコミュニティーバスといった地域交通を持続可能なものとする取組に対しまして、国は一定の要件を設けた上ででございますが、運行経費や車両購入に対する補助を実施しております。

さらに、「交通空白」の解消に向けて、例えば、デマンドタクシーを導入する取組、また、官民連携してスクールバスを活用して移動手段を確保する取組、

「こういった取組に対しまして支援を実施しているということ」でございます。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。車両の購入とか、そういうのに国の支援がありますということですけども。

それでは、県は地域交通を持続可能にするためにはどのような支援を行つておるのかお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝県は、新たな移動手段の導入や見直しに当たりまして、試験運行に必要な車両リース代に対する補助であるとか、デマンドタクシーに先ほども御答弁しましたA-I運行システムといったものを導入する費用の補助などを行つてございます。また、コミュニティーバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付しまして、市町の取組を後押ししておりますところでございます。

さらに、財政支援に加えまして、人材育成や市町や地域に入つて支援を行つておるところでございます。

具体的には、市町においては、人員配置の関係などから、交通政策を担当している職員が専門的な知識習得の機会が少ないといった事情がございます。県主催で毎年三回程度研修会を実施しております。研修会では、参考事例の共有のほか、国の制度や支援メニューなどを紹介しまして、実務に役立てていただいております。

また県は、市町の交通会議に参画したり、市町をまたぐ路線バスの見直しにおきましては、必要に応じ、交通事業者や市町間の調整を行い、利用者への影響が最小限となるよう、対応策の検討を一緒になつて考えているというところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝国の支援、また、県の支援については分かりました。

地域交通に対する今度は県の取組についてであります。

コミュニケーションバスやデマンドタクシーといった地域交通を持続可能なものとしていくためにどのような改善策を提案し、その実現のためにどう取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

コミュニケーションバスとかデマンドタクシーといった地域交通でございますが、課長からも答弁いたしましたけれども、市町や地域の方々が主体となりまして、試行錯誤しながら地域の実情やニーズに合つたものにつくり上げていくということが大事だというふうに考えております。

そのためには、利便性という利用者の視点ですか、それから事業者は、運転者、設備など経営資源の制約というのもございますので、そういうふうな事業者の視点、それから、財政負担というふうな行政の視点といった、それぞれの視点を組み合わせながら考えていく必要があると考えております。

好事例として一つ御紹介いたしますと、例えば、吉野ヶ里町におきましては、既存のデマンドタクシーにA-Iシステムを導入して効率化を図られております。さらに、乗降場所が指定されておりましたのを自宅から目的地までドア・ツー・ドアで利用できるように見直しを行われたところでございます。その結果、一年間の利用者が一万五千人を超えて、見直し前の三倍となつた事例でございます。

なお、吉野ヶ里町における自主的な財政負担は、この見直しの前後ではそんなに大きくは変わつていないというふうなことも伺つているところでございますけども、もちろん全く同じことが他の市町でそのままできるというわけではございませんけれども、こういった見直しを続けていくことがその地域での住みやすさにもつながつていくものと考えております。例えば、停車場所を増加したりとかダイヤを改正したりというのは、そういうことにつながつて

いくんではないかなというふうに思っております。

県は、市町や地域住民の方々の声を聞いて地域の実情やニーズを把握するため、全ての市町の交通会議に参加させていただいております。こうした優良事例の情報共有なども行いながら、地域交通を持続可能なものとしていくよう、改善策を一緒になって考えてていきたいというふうに考えております。

また、将来にわたつて地域交通を持続可能なものにしていくためには、地域交通の置かれた課題に対し、今どのような見直しを行うのかといったうことだけではなくて、先ほど委員からも中長期の視点という御指摘ございましたとおり、どのような地域交通をこれから目指していくのかといったような視点も、「将来の姿」を関係者と議論しながら共有していくことも必要だと考えておりますので、今後も引き続き市町や地域に入りまして関係者の声を聞きながら一緒になって協議して、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございました。ぜひ今言われましたような意気込みで引き続き頑張っていただきたいと思います。  
終わります。

○富田委員長＝暫時休憩いたします。

副委員長と交代しますのでしばらくお待ちください。

午前十一時十八分 休憩

午前十一時十九分 開議

○古賀和浩副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○富田委員＝委員長席を下りまして質問させていただきます。

一問目ですけども、事務手続等の誤りについてですけども、二二一、二二年、

事務手続のミスなんかがよく報告されてきました、一番多いのはメールの誤送

信が一番多いのかなということを感じてきました。

そういう中で、今年に入り、佐賀県のほうから事務手続の誤りについて公

表されている中で六月に諸経費の取り扱いの誤りがあつた。これは積算の誤りで、工事費の過大支出の案件だったようと思っています。それから、十一月には、追加の調査をした結果、過大な支出があつたとして、地域交流部で四件、

それから農林水産部で十一件、県道整備部で十二件、過少支出として、農林水

産部で二件、県土整備部で二件というふうなことになつております。

やはりこういった事務手続の誤りなんかで、今回の中では特に国庫返納金が出てきたり、また、加算金の納付ということになつた事案があります。やはりこういった事務手続の誤りが県民の信頼を損なうことは当然ですけども、やはりこういった工事を請け負っている業者さんには特に信頼を大きく失っているんじやないかと思つてているところでございます。

そうした中で、こういった誤りをどうやってなくしていくのかが一番の課題かなと思つておりますので、その点についてお伺いをしたいと思つております。まず初めに、具体的な積算誤りについての内容についてお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝工事費の積算を誤つたことによりまして、受注者への過大・過少支出と、これに係る国の交付金等の過大受け入れとなつておりました。まず、過大支出について御説明いたします。

工事着工後、工期内の完了が困難となるなど、様々な現場条件が変更となり、設計変更において、一部の材料について施工を取りやめるなど、購入のみとな

りました。その際に、本来、購入のみとなつた材料には、工事を管理する諸経費などは積算に計上する必要がなかつたところ、その経費を計上していたことから過大支出となつたものです。

次に、過少支出について説明いたします。

県で購入した材料を受注者に支給し施工する際に、本来、工事を管理する諸経費などを積算に計上する必要があつたところ、その経費を計上しなかつたことから過少支出となつたものです。

これらによりまして、県土整備部では、過大支出は十二件で約一千二百万円、国への返還額は約一千二百万円、過少支出は二件で約一千万円となつております。

以上です。

○富田委員＝そこの積算の中では、やはり担当職員の何といいますか、そういうふた積算要領の誤りというか認識不足があつたのかなという回答なのがなと思つておりますけれども、これはこれとしてまた後のほうで聞きますので、この事案の経過等はどうなつてているのか、また何が原因と考えているのかについてお伺いいたします。

○野口県土企画課長＝本年六月二日に公表し、あわせて六月定例県議会でも御報告いたしました道路整備事業における工事費の過大支出の事案を受けまして、過去五年分の追加調査を行つたところ、同様の積算誤りが判明し、十一月十三日に公表を行つたものです。

事案の発生原因是、担当職員が工事の積算基準について理解が不足し、工事の積算において、諸経費の取り扱いを十分に把握できていなかつたこと。また管理監督者である上司も諸経費の取り扱いまでチェックできていなかつたことなどが原因と考えております。

以上です。

○富田委員＝そういった原因が分かって、今後この原因に対してもどのように対応していくのか、これについてお伺いいたします。

○野口県土企画課長＝事案の判明を受けまして、受注者に対しても発注機関の所長などが出向き、おわびするとともに、誤りの内容や金額を説明するなど、一つ一つ丁寧な対応に努めてまいりました。その結果、全ての受注者の方々から返還等について同意をいただきました。これを受けまして、本定例県議会に関連予算議案を上程しており、議決いただいた後、今回の事案に係る返還等の手続を行う予定です。

○富田委員＝業者さんとの和解はできたということですよね。

私もちょっととそういった行政経験があるので考えていくんですけども、和解ができたということは、それは業者さんの理解があつてということでしょうかから、それはそれでいいんでしょうけれども、発注する側、そしてまた業者さんは請け負う側ですね。請け負けというのが昔はよく言われていたんですけども、そういうことで、渋々になつたのかなという感じもしないわけではないんですけども、やはり今後こういったことがないようやつていただきたいと思っております。

次にもう一点、事務手続の誤りも発生しています。

これは繰越手続だったのかなという、ちょっとニュアンスは私を持っているんですけども、まずはこの具体的な内容についてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝この事務手続の誤りにつきましては、国道二百七号、嘉瀬橋におきまして、橋梁の点検により補修が必要になつたことから、複数の財源を活用して、令和六年九月からP4橋脚の補修工事に着手しております。

本工事は、六年度内に予定をしていた工事が完了しなかつたため、工期を令

和七年度末まで延長をしているところでございます。

本来、令和六年度内に令和七年度までの繰越手続を行つて、工事完了後、国庫を受け入れることとなつてゐるところなんですけれども、今回の事案につきましては、通常と少し異なりまして、複数の予算を合併して発注した工事での前払い金を支出する際に、これらの複数の予算の中の一部の予算について、その全額を前払いとして支出してしまつたということです。このことで当該予算の精算が完了し、事業も年度内に完了したものと誤認しました。

そのため、本来必要な一部予算の繰越手続を怠りまして、国庫補助金を受け入れてしまつたものです。また、一部予算の変更交付申請手続もちよつと行つていなかつたと。このため、令和六年度に受け入れていてました国庫補助金のうち、多く受け入れていて約三千五百万円の返還とともに、そのうち既に完了実績報告の報告をしていた分につきまして、交付決定の取り消しに伴う加算金が約二百万円となつてゐるところでござります。

以上です。

○富田委員＝ある程度の流れは分かりました。

この案件で何が原因と考えていて、これをやつぱり聞きたいと思いますし、今後、その原因に対しても対応をまとめて報告というか、お答えください。○江口道路安全推進室長＝今回の手続の誤りにつきましては、職員の補助制度や事務手続への理解が不足していたという一つの点、また、土木事務所と本庁の情報共有が十分でなく、チェック体制が不十分であつたということを考えております。

その原因の対応につきましては、手続の理解に関する現地機関での定期的な勉強会の開催、また情報共有につきましては、このように複数の予算を行つた場合には、チェック体制を本庁と現地機関で行うなどの対応を行いたいと考えております。

以上です。

○富田委員＝やはりチェック機能といいますか、一番には担当職員の勉強不足、それから部内でのそういうった勉強会等の不足もしているのかなという感じがちょっととしますよね。

そういうったところであるんですけれども、それで、この県土整備部の事業ですけれども、県財政に何か影響があつたように私は思うんですけども、財政的にどのような影響があつたのかについてお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝県土整備部の事業によります県財政への影響といたしまして、積算誤りの事業では約一千二百万円、事務手続誤りの事業では約三千七百万円の合計約四千九百万円を国へ返還等する必要が生じています。

一方で積算誤りの事業では、受注者から過大支出と過少支出を相殺した約一千二百万円を返還していただく予定としております。これらを差し引きました約三千七百万円につきまして、県の一般財源により対応の必要が生じております。

以上です。

○富田委員＝約三千七百万円ちょっととのお金が必要ということですね。やはり今後、この再発防止が必要だと私も思いますし、本当に事務職員、技術職員、そういうったところの研修が必要なんだというふうに思いますので、今後、こういった再発防止のためにどういうふうに取り組んでいくのか、再度お願ひいたします。

○野口県土企画課長＝再発防止につきまして、今回事業の発生原因を踏まえ、県土整備部では、予算の適正な執行とチェック体制の強化を柱とした取組を進めています。

具体的には、一つに、定期的な勉強会の開催により、予算関係法令の遵守と積算基準の取り扱いについて、担当職員の理解を促進すること。二つには、工

事の積算時に誤りやすいポイントを確認できるチェックシートを導入すること。三つには、工事積算システムを改良し、注意喚起の内容を表示するなど、ミス防止機能を新たに追加すること。四つには、予算管理システムの運用を改善し、入力方法や表示内容を見直すなど、予算管理のさらなる適正化を図ること、そして五つには、予算の執行管理に当たって、本庁と現地機関の情報共有を図り、必要に応じて二重の確認を行うなど、誤りを防ぐ仕組みを徹底すること。こうしたことにより組んでいいるところです。

これら取組によりまして、誤りの発生リスクは低減できると考えておりますが、重要なのは、現場の職員に至るまでこれら取組を周知徹底し、改善を重ね、継続して実施することで実効性を確保することと考えております。

引き続き、これら再発防止の取組を一つ一つ丁寧に実施し、港湾事業など地域交流部の業務を担当する現場の職員も含めまして、より一層適正な事務の執行に取り組み、県民の信頼回復に努めてまいります。

以上です。

○富田委員＝やはり担当者の勉強不足が一番のようですので、ここはそういう勉強会を年に何回か開いてやつていく。そしてまた、これは市町も同じようなミスを犯す可能性がありますので、よければ市の担当者レベルも入れて、県の歩掛かり改定とか、そういうたものとあわせて勉強会をされたほうがいいんじゃないかなと私なりに思うところでござりますので、そういうたこともよろしくお願ひいたします。

それと、担当者のそういうった勉強不足もあるんでしようけれども、私も土木事務所に地元の要望等で行きますけれども、やはり年代のいびつ化とか、今の四十年代ぐらいが一番少ないのかなという感じもしますし、そういうた年齢構成の問題もあるのかなという感じもしています。特に若手が多いのかなという感じもしていますので、その辺も原因じゃないかなという感じはします。

また、いろんなミスが出てきたときに、やっぱりチェックリストとか、言葉では聞こえはいいんですけども、チェックリストばかり作ってしまって、これが本当に業務改善になるのかなと。ただ単に業務が多くなって、慣れていくべきまたチェックミス、チェックエラーが出てきたりしますので、やはりそこは一人一人の職員のそういうたスキルアップが大事じゃないかなというところも思っていますし、また、今、県民のニーズも多くて、職員の業務も大分増えているんじゃないかなと。やはり若手の方々だつたら現場にということもなかなか相ならず、机につきつ放しで現場に出られないというふうなことも聞きますので、そこは現場と事務処理の関係をもう少し見直していくことも大事じゃないかと思っています。

これは一例ですけれども、地方自治法施行令の百六十七条ですね、これは契約の条項だと思うんですけども、この随意契約の金額も、県では十月から二百五十万円が四百万円になつたとか、やはりこういった下限の額を上げたりとかいうことも大事じゃないかと思つていますし、今のところ、県では新規事業について、現在、一千万円の評価をやつている。こういった一千万円も、これについても多分、古川知事時代の緊プロのときにできたんじゃないかなと思います。こういった金額も少し上げて事務量を減らすとか、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかと私は思つていますけれども、この辺についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○野口県土企画課長＝事務手続等の誤りを防ぐためには、職員の業務量を適切に管理し、各業務に必要な時間を確保できるようにすることも大切と考えております。

各業務の中には、やり方を工夫することで見直しや省力化が可能なものがある一方、時間や手間をかけても丁寧に行うべきものがございます。予算管理や工事の積算、新規事業評価など、公共事業の適正な執行に重要な業務につ

きましては、時間や手間を惜しまず、注意深く正確に取り組むべき業務と考えております。

新規事業評価につきましては、公共事業を取り巻く環境が厳しくなる中で、各事業の必要性や妥当性を確認するための手続となつております。そのため、新規事業評価につきましては、原則、全ての事業を対象に実施する必要があると考えておりますが、災害復旧事業など緊急を要する事業、長寿命化計画に基づく老朽化対策事業、一千万円未満の小規模な事業などにつきましては評価の対象外とともに、維持管理事業については評価調書の簡素化を図つているところです。引き続き、事業費一千万円以上のものにつきましては、現行の新規事業評価の制度に基づき運用してまいります。

一方で、現場の職員の業務量軽減につきましては、例えば、積算業務の一部外部委託、現場の管理・監督業務におけるデジタル技術の活用、積算システムや予算管理システムの改良や運用改善、積算用チェックリストの導入など、職員の負担軽減や業務の効率化に継続的に取り組んでおります。

こうした取組によりまして、職員が予算管理や工事費の積算、新規事業評価など、公共事業の適正な執行に重要な業務に時間を確保できるよう努めるとともに、基準への理解や技術力の向上を継続的に図ることによりまして、管理監督者も含め必要なチェックができるようになります。事務手続等の誤り防止に努めてまいります。

以上です。

○富田委員＝先ほど言わされましたようなことをしっかりと進めていただき、今後こういったことがないように努めていただければと思っています。

それでは、第二問目に行きます。盛土規制法についてですけれども、これはさきの九月議会で盛土規制法の条例は出されたと確認しております。

今回の条例関係では、許可手続に関する手数料と、それとまた、市町に対する権限移譲というようなことが出ておりましたので、あとの二点について基本的には聞きたいんですけども、この盛土条例については令和三年の熱海での土砂災害が起きた際に、そういった開発行為以外の盛土といいますか、そういうことでの災害を受けてのこういった条例が、法整備がなされてきたんだというふうに思っています。

改めてですけども、この盛土規制法の目的は何なのかについてまずはお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長＝盛土規制法は、令和三年七月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落したことにより、土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が生じたことが法整備の契機となっております。

従前は、都市計画法、森林法、農地法などにより盛土等を規制しておりますが、各法律の目的の限界などから、規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたことが課題となつておりました。

そのような背景を踏まえ、盛土等を行う土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命、財産を守ることを目的としまして、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法として施行されています。盛土規制法では、危険な盛土等を隙間なく規制するため、都道府県知事などが盛土等により人家などに被害を及ぼすおそれがあるエリアを規制区域として指定できることとなつております。規制区域内の盛土等が許可や届出制となるほか、危険な盛土等に対しても正措置などを命ずることにより、盛土等の安全性を確保するものとなつております。

以上です。

○富田委員＝そういったことで今回、法整備というか条例がつくられて施行し

ていくわけですけども、この規制区域についてなんですけども、盛土規制法では、市街地を中心とした宅地造成工事の規制区域と、山間部を中心とした特定盛土規制区域の二種類を規制区域として都道府県知事が指定できるとされています。

○川崎建設・技術課長＝この指定についてですけども、県はどのような考えでこの規制区域を指定するのかについてお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長＝委員がおっしゃられたとおり、規制区域は二種類ござります。

一つは、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすおそれがある、主に市街地や集落のエリアを指定する宅地造成等工事規制区域でございます。

もう一つは、市街地や集落から離れているものの地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすおそれがある、主に山間部のエリアを指定する特定盛土等規制区域でございます。

県では、法が施行されました令和五年度から、地形等に関する基礎調査を行

い、市町の意見も聞きながら規制区域の検討を行つてきましたところでございます。検討の結果、傾斜部は崩落した土砂の流出距離が長くなり、被害拡大のリスクが高いこと、また、山間部は人目につきにくく、不適切な残土が持ち込まれるリスクがあることから、主に傾斜部、山間部を中心に特定盛土等規制区域を指定することとしております。

なお、規制区域外となる平地部などにつきましては、令和二年に制定いたしました土砂条例のほか、都市計画法、森林法、農地法などの既存法令により対応していくこととしております。

以上です。

○富田委員＝私も資料を頂きましてそういったところを確認したところでござりますけども、この許可対象となる盛土の規模がなかなかこれは分かりにくい

んですけども、これについて少し説明をいただけますか。

○川崎建設・技術課長＝規制区域内におきまして、宅地造成や残土処分などで一定規模以上の盛土、切り土による土地の形質変更を行う場合、許可の対象となります。

例えば、盛土で高さが二メートルを超える崖が生じる工事、切り土で高さが五メートルを超える崖が生じる工事、盛土、または切り土で高さが一メートルを超えて、面積が三千平方メートルを超える工事などが許可の対象となります。なお、盛土で高さが一メートルを超えて、二メートル以下の崖が生じる工事など、規模が小さい盛土等につきましては届け出の対象となっておりまます。

また、一定規模以上の一時的な土石の堆積を行う場合につきましても、高さが五メートルを超えて、面積が千五百平方メートルを超える工事や、高さが一メートルを超えて、面積が三千平方メートルを超える工事は許可の対象となります。

なお、土石の堆積が一メートルを超えて、面積が五百平方メートルを超える工事など、規模が小さい土石の堆積につきましても届け出の対象となつております。

○富田委員＝そういった規模のところが届け出が必要ということでござります。

これは市町に権限移譲をされるわけですけども、許可件数としてどれぐらい見込まっているのかなというのがちょっと分からぬので、そこを見込まれている件数についてお答えください。

○川崎建設・技術課長＝運用開始している他県の許可実績や、これまでの県内における森林法に基づく林地開発や土砂条例などの許可実績に基づき、年間二十件から三十件程度の許可件数になると見込んでおります。

○富田委員＝あと、手数料の算定なんですけども、かなり種類が多く、面積と土砂の量だつたですかね、そういうことで分けてあると思うんですけども、この手数料がどのように算定されたのかなど、ちょっとそこが分からぬので、その点について説明ください。

○川崎建設・技術課長＝手数料につきましては、審査に要します人件費や光熱費、消耗品などの物件費の積み上げを行い、算定しております。面積区分や人件費算定に必要な処理時間などは国から示されている算定例を参考としており、結果としまして、九州各県と手数料に大きな乖離はございません。

以上です。

○富田委員＝国からの参考的な部分があつて、隣県のそういうところと変わりはないということをごぞいますので、承知いたしました。

市町への権限移譲ですけども、年間二十件から三十件ぐらいなら県でやってもいいんじゃないかというふうな感じもするわけですけども、どうして市町へ権限移譲するのか、その目的等についてお答えください。

○川崎建設・技術課長＝許可申請書等の受付業務に関する権限移譲の目的は、防災の観点から地域の実情を把握していくべき市町が盛土情報を事前に把握できるようになります。これにより、危険な盛土等に対して県と市町がより緊密に連携して対応できるようになると考えております。

このような考え方に基づき、昨年度から複数回、各市町を訪問するなどして協議、調整を重ねました。結果、十五市町につきましては、県の考え方を御理解いただき、今回、許可申請書等の受付業務を権限移譲することとなつております。

以上です。

○富田委員＝権限移譲については分かりました。

今回、十五の市町が権限移譲について合意ができたということでおございまし

て、ほかの五市町に権限は移譲されない、何か原因があるんですかね。お答えください。

○川崎建設・技術課長‖今回権限移譲できない五市町からは、運用開始が年度途中となることもあり、事務量などの実績を見ながら判断したいなどの意見があり、期限までに協議が整わなかつたものでございます。

今回、権限移譲できない五市町の許可申請書等の受付業務は、当面、県が行うこととなります。運用開始以降も、五市町に対しましてはできるだけ速やかに権限移譲ができますよう、その目的や必要性を丁寧に説明しながら、協議を継続していくこととしております。

以上です。

○富田委員‖すみません、ちょっと聞きそびれたというか、私なりに考えるところがあるんですが、その手数料ですけども、取つて、県が頂くわけですよね。証紙か何かで貼つて、県が頂く。そして、その手数料は市町にも行くんですか、そこはどうなんですか。

○川崎建設・技術課長‖手数料は県の収入となりますけれども、事務手続を市町に権限移譲するということで、交付金等でその辺りはお支払いするということがあります。

以上です。

○富田委員‖分かりました。交付金で市町には行くということですね、分かりました。

この盛土災害の防止に向けた取組なんですが、こういった盛土が人家の上にあるとか、そういった危険を不安視する声もあるということでこの条例制定ですけれども、県としてはこれをしっかりと取り組んでいかなければならぬと思いますし、どのように県として取り組んでいくのかについて、お伺いいたします。

○川崎建設・技術課長‖近年の気候変動により豪雨災害が全国各地で発生していることもあり、盛土災害の防止は重要と認識しております。

盛土災害の防止に向け、まずは令和八年一月五日からの盛土規制法の円滑な運用開始に向けました取組を進めていきます。

具体的には、法の目的や許可手続等について記載したチラシの配布や、県内四カ所で県民・事業者向け説明会を開催するなど、周知を図つてきたところでございます。

引き続き、手続の相談などに対応して丁寧に対応していきたいと考えております。

また、法の運用開始後は、許可や届け出に関する審査を適正に行うとともに、森林法や農地法を所管しています農林水産部や、土砂条例や、いわゆる廃棄物処理法を所管しています県民環境部などの関係部局や市町とも連携しながら、盛土等の安全性が確保されるよう取り組んでまいります。

さらに、無許可で造成された盛土や、過去に造成された盛土で危険性がある盛土等を確知した場合は、法に基づく様々な対応が可能となっており、是正措置など適切に対応していくこととしております。

県民の生命、財産が守られるよう盛土規制法の適切な運用を図り、盛土災害の防止に努めてまいります。

以上です。

○古賀和浩副委員長‖暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○古賀和浩副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○富田委員＝それでは、三問目の質疑に入りますけれども、今回ちょっとモニ

ターを使わせていただこうかなということで、初めての試しにですけれども、

これが唐津港の港湾計画の図面ですけれども、（モニターを示す）一応、今回

質問いたします第四埠頭なんですが、一番真ん中のほうの左端に埠頭というこ

とで書いてありますけど、ここが第四埠頭ということで、水深が十二メートル

あるところですけれども、私も港湾の審議委員になつて何回かしたこと

あるんですけど、私も港湾の審議委員を議員になつて何回かしたこと

あるんですけど、一回も招集されたことがないということです。

いるんだろうかなということでちょっと疑問に思つていていたところでございます。

今回の一般質問においても、桃崎議員から唐津港湾の計画についてやつてい

かんばいかぬだらうというふうなことも質問されていましたよという」と

ですね。それから、今年になつてバイオマスの発電所もできて、そしてそこへ

の燃料の積み出し、積み込みというか、荷下ろしもあつて、いるというふうなこ

とで、港湾の利用も大分増えてきて、いる。雨の日がちよつと続くと、そのバ

イオマスの燃料も下ろしにくいというふうなことで、逼迫しているとまではい

かないんでしょうけれども、結構利用が上がつてきて、今後のことを考へると、

さらなる岸壁の整備も必要じやないかなということで、地元からも言われてい

るところです。

質問なんですが、第四埠頭の岸壁の取扱貨物が今どのようになつていい

のかについて、まずはお聞きしたいと思います。

○植松港湾課長＝妙見四号岸壁の貨物量について御質問いただきました。

港湾計画上、今、妙見四号岸壁には四十万トンという貨物量を設定してございます。

います。最近の状況というところで、現在の取り扱いの貨物量でございますけれども、暦年ベースの統計になります。令和六年は約十万トン、令和七年はバイオマス燃料の輸入が本格化したということともございまして、十一月までの速報値ではございますけれども、約二十二万トンとなつてございます。

今年、残り一ヶ月となつてございます。令和七年の暦年ベースでいきますと、大体二十五万トン前後となるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○富田委員＝計画では四十万トンですね。それから、十一月までに大体二十二万トンの荷受けが出るということです。

この四十万トンというのをちょっとと話を聞きますと、この四十万トンというのは鋼材での四十万トンということで聞いております。ということは、バイオマスの木チップなんかは軽いわけですよね。こうした場合に、本当にこの四十万トンが計画どおりにはならないよね。そうした場合に、多くの四十万トンにはほとんど届かない。その四十万トンに何にしろ近づけてくれると、その目標がないと整備はできませんよというふうな回答があつて、いました。

比重から言うと、鉄が七・八五、木チップは〇・三から〇・五、約二十倍の開きがあるわけですね、比重で言うとですね。こういったことを考へると、やはりこのバイオマス燃料の重さだけで利用を評価するはどうなのかなという気がして、いますけれども、現在の岸壁の利用状況について、何かほかのデータ的にあればお示しください。

○植松港湾課長＝利用状況につきまして、利用の日数ベースでお答えをさせていただきます。

直近の令和七年の一月から十月までの岸壁の利用の日数でございますけれども、こちらのほうが百九十二日となつてございまして、一月から十月までの三百四日の約六割の利用率となつてございます。

以上でござります。

○富田委員=六割の利用状況ということござりますけれども、やはりトン数だけでは私もいけないというのは皆さんもお分かりかと思うんですね。

そういう中で、この利用状況をどのように評価しているのかについてお伺いいたします。

○植松港湾課長=岸壁のほうは利用率が高過ぎますと、荷役待ちの船の、貨物の荷役待ちの沖合での待機を強いられます、いわゆる沖待ちという状況が発生します。この沖待ち、お話を聞きますと、その船の大きさにもよるかと思いますけれども、一日で数十万円以上のコストが発生するというような状況というようなお話を伺います。また、利用率が低過ぎますと、せっかく整備した岸壁があまり利用されていないというところで、そもそも投資の効果がどうなんだというお話にもなるかと思います。

一般的なお話ではござりますけれども、利用率六〇%と先ほど申し上げましたけれども、六〇%という数字、効率的に利用されている状態とされております。妙見四号岸壁は、バランスの取れました適切な運用が行われている状態ではないかと認識をいたしております。

以上でございます。

○富田委員=そういう中で、利用率としては六〇%が、何といいますかね、利用状況としてはいい状況というふうなことでの回答かと思います。

そういうたときに、地元ではもう少し岸壁を増やしてくれるという、こんな

要望もあるわけですけれども、港湾計画の改定について、必要な貨物量、岸壁の利用状況というものはどういうふうに考えてあるのかをちょっとお伺いしたいんですけども、港湾計画に新たな岸壁を位置づけるためにはどのくらいの貨物量が必要ということで県は考えているのかお尋ねいたします。

いうことで答弁申し上げましたけれども、さらに新たな大水深の岸壁を唐津の港湾計画に位置づけるためには、その上でさらに現在の取扱量と同等の、先ほど二十五万トン前後になるのではないかと申し上げましたけれども、将来、同等の二十から三十万トンの貨物の取り扱い見込みが必要になるのではないかと考えているところでござります。

以上でございます。

○植松港湾課長=現在、妙見四号岸壁のほうは効率的に利用されている状態と

いうことで答弁申し上げましたけれども、さらに新たな大水深の岸壁を唐津の港湾計画に位置づけるためには、その上でさらに現在の取扱量と同等の、先ほど二十五万トン前後になるのではないかと申し上げましたけれども、将来、同等の二十から三十万トンの貨物の取り扱い見込みが必要になるのではないかと考えているところでござります。

そのため、唐津港の港湾計画改定をしますとなりましたら、私もとしましても、船舶の大型化によりまして、唯一の大水深岸壁に利用が集中している、そういうた岸壁の利用状況につきましても、現状を確認しながら計画に反映させていく必要があると考えてございます。現在、国のはうとも港湾計画につきまして勉強会を重ねさせていただいているところでございます。そういうた中でまた勉強もしていきたいと思つております。

以上でございます。

○富田委員＝そういうたことで、やはり計画を見直す時期に来ていると私は思うし、また、この妙見四号岸壁の手前のほうに今、岸壁の補修をしているんですね。そういうたところを考えると、この妙見四号岸壁もいづれは補修の時期が来るというふうに考えるわけですよね。そういうたときに、この計画をつくって、いつ頃にはこういった整備をしていきますよということをておかんと、やはり妙見四号岸壁をすぐ修繕せんばいかぬというときには船が着けられないという話になりますよね。やっぱりこの港湾の中で補修、長期化計画、長寿命化計画といいますか、そういうものをつくって、こういったことですから次に計画を変更したいというふうなことで国と協議をしていかんばいかぬじやなかかなと私は思いますので、その辺についてのお考え等はどうなつているのかなということで、今、補修を妙見三号岸壁やつてていますけれども、新たな妙見四号岸壁が補修しなければならない時期に、どういうふうに計画で見直していくということになるのかについてお尋ねいたします。

○植松港湾課長＝港湾施設の維持管理につきましては、長寿命化計画をこちらのほうでも定めてございます。計画的に補修、更新を行いますことで施設の延命化を図ることとしておりまして、定期的な点検、診断、そして、維持補修を行いまして、施設を適切に維持していくこととしてございます。

妙見四号岸壁は、直近では令和五年三月に定期的な点検、診断を行つてござ

ります。そのときは直ちに大規模な改修は必要ないという結論に至つてござります。また、令和六年十一月でございますけれども、国有港湾施設の実地監査というのがございます。こちらのはうは国が県の管理状況を監査するものでございますけれども、その際の目視点検におきましても変状は確認されていないところでございます。

今後も、定期的に点検診断を行いますとともに、大規模な補修のタイミングについてもしっかりと見極めながら、岸壁が継続して使用できるよう対応してまいります。

以上でございます。

○富田委員＝定期的な検査というか、点検もしてあるようですがけれども、やはり最終的には補修も必要になつてくると。その辺をしつかり見込んで、この港湾計画の改定を進めんばいかぬと私なりに思うわけですね。

今後どのように取り組んでいこうとされているのか、先ほども言つたように、量が先なのか、改修が先なのか、そういうことがなかなか見えないんですね。やはりこれは先ほど言いましたように、計画を先につくつていって、そして、それを基に営業ができるような形をつくつしていくべきじゃないかなというふうに考えていて、この港湾計画の改定について今後どのように取り組んでいただけるのか、お答えをお願いいたします。

○植松港湾課長＝今議会の桃崎議員の一般質問で部長のほうから答弁も差し上げさせていただきましたけれども、唐津港の港湾計画の改定につきましては、まずもつて地元の方々の頑張りの先に見えてくるものと考えてございます。そのため県としましては、民間の主導となりました利用促進協議会、こちらのほうの自主的な取組を、今支援いたしますとともに、地元の物流業者さんと共に将来の取扱貨物量の可能性について意見交換をさせていただいているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、国との間では港湾計画改定の勉強会を行っております。引き続き課題解決のための取組を進めてまいりたいと思つております。

今後も、国や唐津市と連携をしながら、地元と共に唐津港の発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○富田委員＝この前、国交省の港湾関係の方と会つたら、計画は早めにつくつていいいんじやないですかねと、改定してもいいんじやないですかねというふうな言葉もいただいておりますので、しつかり地元と協議していただいて、早めの改定をお願いいたしたいと思います。

この件については、お願いして終わります。

次に、四番目ですけれども、佐賀城公園の整備でございます。

これも決算の中で質疑があつていたところでございます。特にベンチが配置されております。（モニターを示す）写真を今出しておりますけれども、道路側溝のグレーチングみたいなやつが、ベンチが設置されておりまして、これは十月下旬だつたかな、ちょっと写真を撮つてきたわけですけれども、これに私もちよつと座つてみました。レールみたいなやつが何本もあるので、けつが痛いです、長くは座れません。どうしてこういった利用できないようなものを造つているんだと、なかなか私も理解できません。

以上でございます。

○富田委員＝そういうことで整備をされて、私も整備はしていいと思うんですね。しつかり整備をしていただきたいと思つてはいますが、ただ、このベンチ、決算特別委員会の中でも令和六年度に公園内に設置されたスチール製のベンチ四十八基ということで答弁されておりますけれども、全体で百八十基ぐらいあるそうですね。

この四十八基、幾らかかったのかについてお尋ねいたします。

城公園においてどのような整備を行つてきたのかについてお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝佐賀城公園では、佐賀城本丸歴史館の開館を契機に古地図や文化財調査などを参考に堀の復元を進めておりまして、現在、東堀の一部が完成しているところでございます。

佐賀城公園は、これまで管理のしやすさや当時の考え方で公園整備を行つて

きたところ、年月がたつにつれまして樹木が成長して鬱蒼となりましたり、外から中が見えづらくなつたり、施設が古くなるなどによりまして、人が入りにくい状況が生じていたところがございました。そこで、誰もが入りやすく、様々なイベントなどでも利用しやすい公園となるように、エリアごとにコンセプトを設定しながら整備に取り組んでいるところでございます。

具体的には、県立図書館の南側では、「居心地のいい日常」ということをコンセプトに「ここぞしのもり」を整備しております。また、県立博物館と美術館の北側では、「文化と芸術を感じながら季節のイベントを楽しむ」といったコンセプトで再整備を行いました。さらに県が取り組んでいる歩くライフルの一環で、佐賀城公園が歩きたくなる空間となるように園路づくりを進めております。令和五年八月には県立博物館と美術館南側の広場や園路を「S A G A A R T P A T H」として、気軽に芸術を楽しみながら散策できる空間にリニューアルをしたところでございます。

以上でございます。

○富田委員＝九千三百万円ですよね。かなりの額ですよね。非常に高額のベン

チだと思うんですが、この費用をかける必要があつたのかどうなのかなど私は常に思うんですね。

一基当たり大体二百万円ぐらいするとかな。百八十万円ぐらいするとですか

ね。タイプが四通りぐらいあるそうですねけれども、その中の平均ですからそういうった金になるとでしようけれども、本当にこの費用をかける必要があつたのかについて、まずはお尋ねします。

○小寺まちづくり課長＝公園には、利用される方の休憩施設としまして園路沿いなどにベンチを設置しております。更新する前に設置されていましたベンチは木製やコンクリート製のものであります。木製では約二十年、コンクリー

ト製のものは約六十年が経過しております。木材の腐れやコンクリートの欠損などの老朽化による損傷が進んでおりまして、また、鳥のふん害やカビ、染みなどで座面が汚れて利用されにくいなどの課題が生じておりました。

こうした課題も踏まえながら、歩きたくなる園路づくりと心地よい空間を目指して再整備を行いました西堀と南堀の園路沿いのベンチにつきまして、スチール製のベンチに更新を行っております。

これらのベンチは、汚れにくさや降雨後の乾きやすさなどの機能性やメンテナンス、強い日差し、水辺の湿気などの屋外環境への耐久性、公園内の緑やお堀の水辺などの環境や景観になじむシンプルで透過性のあるデザイン、様々な設置場所に応じて背もたれの有無や座面の長さや幅などを自由に選択できる柔軟性、このようなことを総合的に勘案しまして、スチール製で座面が横じまのシンプルなベンチを採用しております。

以上でございます。

○富田委員＝そういったコンセプトは分かるんですよね。木製だとやはり長くもたない、それから、擬木だとかといったもので表面がざらついてきてとかで

すね。ただ、本当にこんなに一基当たり百何十万円も、百八十万円も二百万円

弱もかけにやいかんとかなということが疑問なんですね。分かりました。

今年の整備なんですが、令和七年度の公園内の整備内容はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝今年度、令和七年度の主な整備の内容につきましては、佐賀城本丸の北側エリアの整備に向けました設計や旧NHK佐賀放送局の用地補償、東堀の復元工事、歩くライフスタイルの一環で行つております西堀や南堀の園路の再整備に合わせましたベンチの更新、このほか老朽化に伴う施設の補修・更新などを行つております。

以上でございます。

○富田委員＝今年もベンチがあるということですね。

この今年のスチール製のベンチの設置は本当に行うんですか。今の発注状況というか、その辺が分かれば教えてください。

○小寺まちづくり課長＝スチール製のベンチの設置につきましては、西堀と南堀で行つております「歩きたくなる心地良い空間」となるような園路づくりのコンセプトの中で更新を行つて行なっています。西堀と南堀の園路沿いのベンチの更新につきましては、今年度設置を行います十一基で完了する計画としております。

今年度の設置に向けて九月に設置工事の請負者を決定しております。現在、ベンチの納入待ちの状況でございます。

以上でございます。

○富田委員＝十一基は発注済みで納品を待つてある状況というふうなことで、そこまでいったものをなかなかこれは止められないかなと思うんですけども、

今後、本当にこのベンチは考え方直したほうがいいんじゃないかなと私は思いましたし、委員の皆さん方がどう思われるのかはあれですけども。

決算特別委員会の答弁ですけれども、この評判を聞きながら、利用者の御意

見も聞きながらといふことも答弁されておりますけれども、どうなんですか、そういうつた利用者からの御意見あつたんですか。ちょっとそこだけ。

○小寺まちづくり課長＝昨年の主に十月、十一月頃にこのベンチを設置しております、おおむね一年が経過しているところでござります。我々のほうですとか、あと、公園のほうを管理しております指定管理者さんのはうには、数件ですね、座りにくいですか、そういうつた御意見が寄せられているところでござります。

以上でございます。

○富田委員＝やはり苦情といいますか、評判もあまりよくないようですね。

この今年発注の十一基まではしようがないとして、これをまた今後も、今は四十八基で、これに十一基足して五十九基ですか、あと百二十九基かな、それがまだ残っているわけですね、百三十基弱。これを本当に進めていくのかについてもしっかりと答弁をお願いいたします。

○小寺まちづくり課長＝スチール製のベンチの設置につきましては、西堀と南堀で行う「歩きたくなる心地良い空間」となるような園路づくりのコンセプトの中で更新を行つております、西堀と南堀の園路沿いのベンチの更新は、今年度設置します十一基で完了する計画としております。

今、現場の設置しているベンチにつきましても、佐賀城公園はいろんな方が利用される公園、町なかの公園、オープンな公園でござりますので、皆さんそれぞれに思い思ひに御利用になられたり、様々な御利用のされ方もあるております、私も実際現場のほうでいろいろ座つていただいている姿もお見受けしております。それいろいろな方が自分のスタイルで御利用いただいているとふうに受け止めております。

今年度、この設置については、残る十一基で完了する計画としておりますけれども、そのほかのエリアでどのようなベンチを設置するかにつきましては、

今後エリアのコンセプトや老朽化の状況なども確認しながら、また、今回いただきました御意見も参考にして、今後考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でござります。

○富田委員＝こういったデザイン性のものもいいんですけども、やはりそこは使い勝手のいい、そしてまた、耐久性があるというところをやっぱり追求していただきたいなど。金が高いということは、やはり県民の皆さんあまりよくは思われませんよね。そして、発注するときに触つてみるとか使つてみるとか、そういうつたこともやはりするべきじゃないかなと思ひますし、私も公共工事を何度かやつてきましたけども、そこのグレードアップというか、こういったデザイン的な部分は工事費の何割か、一割、二割ぐらいのもんじやないかなと。あまりにもデザイン性に特化し過ぎて、あまりに高いものを買つているんじやないかなというふうに思われますので、そこは今後注意していただきたいなど思つていたします。

では、五点目に行きます。五点目についてですけれども、道路の維持費についてでござります。

この質問をするときに、やはり我々も県民の皆さんからいろんな要望をいただいて、土木事務所へ、所長さん、副所長さん、担当のほうに要望行くわけですが、やはり危険なものはちゃんとやつていただいております。しかしながら、優先度の低い部分、そういうつたものがなかなか実現できないということがあります。

今年、令和八年度の予算編成も多分行われているというふうに思つていて、そういうつた中で、私は本当に道路維持費というものが必要な分だけついているのかなということが疑問になつて今回質問をするわけですが、まずは道路の日常の維持管理費が含まれる道路の単独予算の推移といいますか、ここ

五年ぐらいの推移等について、まずはお示しを願いたいと思います。

○江口道路安全推進室長＝道路の単独予算につきましては、除草や伐採、道路舗装、道路パトロール、防護柵更新などの交通安全対策、道路のり面防災などを行う予算となつております。

この単独予算の推移につきましては、令和二年度当初予算が約八十八・五億円、令和七年度当初予算が約百十八億円となつておりますので、この五年間で二十九・五億円の増、約一三三・%となつております。

以上です。

○富田委員＝そういった推移の中で、この予算の要求ができるいるかなというときに、ここ何年か、数年、単価アップ、労務費だつたり、資材がアップしている、そのアップに見合つた分の要求ができるいるのかなということを考えていましたわけですが、その資材労務単価の推移等についても、ここでお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長＝建設資材でよく使われております生コンクリート、アスファルト合材、鉄筋の主な三資材につきまして、令和二年四月と令和七年四月を比較してみると、生コンクリートが一立方メートル当たり一万二千三百円であったものが二万円と、七千七百円の増で一六三・%となつております。アスファルト合材一トン当たりにつきましては、一万六百円が一万四千円となり、三千四百円増の一三二・%、鉄筋が一トン当たり七万円から十万円の三万円増で一四三・%となつております。

また、労務単価の普通作業員につきましては、令和二年度で一万六千七百円が令和七年度は一万九千八百円となり、三千百円増の一一九・%となつております。

以上です。

○富田委員＝資料要求いたしまして、それを今、電子黒板のほうに映していま

すけれども、（モニターを示す）やはり単価もアップしてきているわけで、単価のところを見ていただいて、令和三年四月の単価ですけれども、コンクリートと人件費で、これはコンクリートだけしか上がつてなくて五・七・%、それから令和四年がコンクリートと人件費で三・一・%程度、それから令和五年が五・%、これはちょっと生コンがあまりにも高過ぎてきていると、アップし過ぎというところでの数字でありますので、これは考えなくていいかなと。令和六年度が、人件費が六・二・%アップですね。令和七年度が人件費と生コンで七・四・%、ざつとですけれども、大体五・%程度ずつ上がつてきているわけですね。

そういうことを考えると、上の表の下に私が手書きで書いていますけれども、令和四年度の予算を五・%、また五・%、五・%としていくと、最終的には令和七年度で百二十一億円ぐらいの数字になつてくるわけですね。

ということを考えると、やはり令和七年度の予算的にはその分も含まれていないと。その単価アップ分が含まれていないということは、要するに仕事の量を減らすしかないのか、そういう優先順位を絞りに絞つてやつていくしかない。要望が地元から上がつてきたやつも、あと次年度に回していく。そういうことになつてくるんじゃないかなと私は思うんですよね。

令和七年度の話をしますと、そういう当初予算について、財政課が各部に對して要求の上限額を示していると思うんですけども、道路単独予算の現地機関から要求が上がつた額と乖離があるのか、不足しているんじやないかと思うんですけども、その点についてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝現地機関におきまして、道路の損傷状況や道路のり面の状況などの現場状況を踏まえて、道路管理者として実施すべき箇所を検討した上で、本庁に対しても協議がなされているところでございます。

例えば、道路の維持に関する予算につきまして、道路安全推進室におきましては、財政課から示された要求上限額の中で、現地機関から数多くある要求に

対しまして、道路の管理延長とか緊急性、優先度など様々な要素を考慮し、道路管理者として施設の維持管理、更新に必要な予算を確保していると考えているところでございます。

以上です。

○富田委員＝道路維持に必要な予算を確保してあるというふうに言われますけれども、なかなか整備が進まないということで、これは一つの例ですけれども、

（モニターを示す）県道浜玉相知線の久里双水古墳ですかね、あの辺ですけれども、竹がこういうふうに歩道の上に差しかぶつてきて、枯れた竹なので落ちてくると危ないというふうなことで、これは緊急性があるということでやつていただきました。

やつていただきましたけれども、この立ち枯れした竹を幾らか整理していただいただけで、こっちののり面に、のり枠工といってのり面を強化されているところがござりますけれども、そういったところの伐採もこの際せんばいかぬじやなかろうかということで土木事務所に提案しましたけれども、なかなかそこまでは無理だと、緊急性がないと。いや、緊急性と言いながらも、のり面から生えてきている木をそのままにしておけば、当然また風が強い日は搖さぶつて、のり面の崩壊につながつてくるんじゃないかと。やはりこういったところは、五年に一度でも刈つて、伐採していかんばいかぬじやなかろうかと私なりに思うんですね。

災害が起きたときにしますよと言われても、それは国の補助金が入っているからそつちがいいんでしようけれども、私はそうじやなくて、環境、景観等もありますので、こういったところも五年に一度は刈るとか、そういったこともやつていかんばいかぬと。やはり優先順位ばつかりじやなくて、通常の道路管理というのは県がやることですから、そこはしつかり毎年やるべきところをやつて、そしてまた、五年に一度やるところはやるというようなことで要求し

でいかんと、私は駄目だと思いますし、その要求の仕方もいろいろあるかと思います。

優先順位をつけてやつていくことは当然大事なんですけれども、優先順位は土木事務所の職員さんがつけてあると思うんですけれども、その調査は本当に道路管理者が県内を回つてやつてあるのかというと、そこは道路パトロールであつたり、そういうた方々の手を借りてやつてているわけですね。

道路パトロールの方に聞くと、いや、そこまであちこち見はされんでもんねど、やつぱり路面とか、そういうた緊急性があるところは事務所のほうに報告していますと。緊急性の少し低いけれどもやらんばいかぬ、こういったところはやつぱり予算は上がつてきていいんじゃないかなと私は思いますし、要求額だけを積み上げていつてもなかなか地元から上がつてきた要求箇所は後回しになつたり、もともと一番じやなくて一番のところも後回しになつてきたりするんじやないかなと。やはりそこはもう少し柔軟に執行できるように、例えばですけれども、土木事務所の所長の決裁で動けるような予算の組み方も少しあはやつておかんと、なかなか地域の方々の要求には応えていききらんじやなかなど私は思うんですよね。

前年度残つてきた分は当然、次年度に回していくでしよう。しかしながら、その次年度分も予算要求時に上がつてきた要求額。ですから、三番手ぐらいのやつはずつと三番手で、ずっと先送りになつて、これじや県民の皆さんは、ああ、知事さん頑張つてくれよるねとは思わんさらんじやなかなど私は思うし、少しでも一年遅れでもいいから、やはりそこは地元の要求に応えてやつていくというふうな予算も少しは必要じやないかなと私なりには思うんですけども、そういうたところで、令和八年度の予算要求についてどういうふうにお考えなのか、確保しようと思っているのか、それについてお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝除草や舗装補修、側溝整備など、道路維持に係りま

す予算は、道路利用者の安全・安心を確保する上で必要なものと認識しております。

県が管理する道路の延長は千六百五十キロと長く、例えば、除草について、道路管理者として道路の利用状況などを勘査して、年に一、二回実施しているところですが、地元委託や防草シートによる除草面積の縮減など、コスト縮減にも取り組んでいるところでございます。

そのほか有利な地方債であります緊急自然災害防止対策事業債を活用するなど、維持管理に必要な財源確保に努めているなど、様々な工夫をしているところです。

今後も引き続き、現地機関の要求内容を精査しながら、道路管理者として、施設の維持管理・更新に必要な予算を確保し、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

○富田委員＝やはり道路延長も、管理する延長も、厳木多久バイパスも国道事務所の管理になって、今までの国道は県のほうに下りてくるということで、少なくはならないんですね、これから先もですね。やはりそういったところもありますので、必要な部分は絶対つける、そしてまた、地元の要望等もあるから、もう少しこの辺に余裕をというふうなことも財政のほうには要求していかにやいかんかなと私は思っているところでございます。

今後とも、必要なところは絶対やつてもらうということで土木事務所のほうも言つていただきていますけれども、その緊急度合いもありましょうけれども、やはり地元からのそういうたた草刈りについても、せめて盆前と正月前ぐらい刈つてくれんかなという声が多いわけですよね、一回だけじやなくてですね。そういうこともやっぱり応えていただきたいなど。

特に、河川は年に一回やつてもらっていますよね、特に国の管轄のところは

ですね。それと見比べられるとですよね。地元の方からすると、誰が管理しよるか関係なかけんですね。やっぱり河川のほうは年二回ぴしやつと刈つてくれるよねと。しかし、道路のほうはねと言わるとですよね。そして、道路についても、国道もそうですけれども、やはり草刈りができるいませんよね。どうに行つても。やはりそこは佐賀県として、環境をしっかりと守っていくといふことも考えて、草刈りぐらいはぴしやつとやつていただきたいなと思つていて、そういうたことでの令和八年度の予算要求にしていただきたいと思つております。

これで私は終わります。

○古賀和浩副委員長＝暫時休憩します。委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後一時四十一分 休憩

午後一時四十二分 開議

○富田委員長＝委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古賀和浩委員＝「自由民主党ネクストさが」の古賀和浩でございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず最初に、歴史・文化資産のお城としての発信についてです。これは午前中の酒井委員も質問され、かぶつてている部分も大分ありますけど、私は少し違った角度で質問させていただきたいと思います。

去る十一月二十二、二十四日に県と唐津市が開催しました「第五回名護屋城大茶会×出張！お城EXPO」には、二日間で、先ほども言わされました約二万八千人の来場者が来ていただき、成功裏に終わりました。私も県の文化課の課員さんや唐津市の職員さんと一緒に、「大茶会×出張！お城EXPO」、名護屋城博物館などの案内係をさせていただきまして、ありがとうございます。

実は二年前より、田中県議と一緒に大阪のお城フェス、横浜で行われている本家本元「お城EXPO」を視察に行っておりまして、その際も、佐賀県のお城の代表として出展されていた名護屋城の案内や紹介などをしておりまして、佐賀県が誇る名護屋城がもっとその価値を全世界に認めてもらわなければいけないと感じておりました。気持ちは酒井議員と同じでございます。

○南雲文化課長＝まず初めに、まるで佐賀県文化課職員のように、はっぴを着て、大茶会当日御協力いただいたことは、本当に文化課長として感謝を申し上げるしかございません。誠にありがとうございます。田中県議にもお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

そして、成果についてですが、来場者は関連の企画展を含めた五十九日間、二日間でなく、約五十九日間の期間トータルで集計しますと、来場者は約八万人でございます。メインの二日間だけでも、過去最高となる二万八千人を数えました。メインの二日間のうち、約七千人の人がお城EXPO関連による増加でございます。

県としましては、今回のお城EXPOとのコラボ開催の成果としまして、三つのポイントと捉えております。

一つは、お茶や能などに加え、大きな関係人口を持つお城ファン向けに、名

この日本最大級のお城イベント、「出張！お城EXPO」において、お城EXPOトークの開催やお城観光ゾーンに、全国から大坂城や金沢城や十九のお城がブース出展され、県内からは日本最古のお城とされる吉野ヶ里遺跡、日本最古の山城である基肄城、鍋島家の居城である佐賀城の三つのお城が出展されました。これに加え、名護屋城博物館では、関連企画展の開催やミュージアムショップの拡充が行われ、唐津城はサテライト会場として企画展を実施されました。

私にとつて本県を代表する五つのお城が、その価値を一緒になって伝えることができたことに、本当に感慨深いものがありました。

そこで、次の点についてお伺いします。

「出張！お城EXPO」についてです。

「出張！お城EXPO」を開催し、様々な成果があつたと思います。どのようないきがきがあったのかお伺いいたします。

ただ、大阪や横浜も数万人単位のお城好きが集まっている中で、国宝級のお城が複数もある佐賀県なのに、名護屋城だけアピールしているのは、心ひそかにもつたいたいとずっと思つておりました。そして、今年になり、今回、名護屋城大茶会と併設して「出張！お城EXPO」を開催されるとお聞きしました。名護屋城の特別史跡指定七十周年を記念し誘致してもらい、本当に感謝しております。

護屋城のお城の価値を訴求できたということ。二つ目は、さらに文化ツーリズムの創造ができ、県内外の個人客、団体客が名護屋城をハブに県内を周遊したことで経済波及効果を実現できたこと。そして三つ目は、県のイベントとして、佐賀県を代表する五つの城をアピールする機会にもつながったこと、このことから、お城EXPO誘致は大きな効果があつたと考えております。

特に当日の基肄城ブースでは、委員より御紹介のありました「きやま創作劇」の子供たちが参加したほか、地域ガイド団体など充実したスタッフ体制の下、積極的にPRや物産販売を行つておられました。その熱意が来場者にも伝わりまして、ほかのブースと比べても、ひときわにぎわいを見せていらっしゃいました。

イベント終了後に基山町の担当者にヒアリングしたところ、「今回の出展を通じて基肄城に関心を持つていただいている方も非常に多いことに気がついた」、「『きやま創作劇』の子供たちやガイド団体などの参加者からも、多くの来場者に直接PRする機会につながった」などの前向きな声を多くいただきました。そのような高い評価をいただきまして、町外でPRする機会があれば、また出向いてみたいという手応えがあつた様子であり、今回、このコラボレーションは歴史的な一步になつたのではないかと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員=当日、私が名護屋城での「出張！お城EXPO」で会場案内をしているときに、県内から来た親子連れの方が、初めて名護屋城に来ていたいたと。私、手元にそのときのパンフレットを持っているんですけど、(資料を示す)本当にこれを持って親子連れで来られて、初めて名護屋城に來たと。また、その子供さんの手には、先ほども酒井議員の質問でもありました挑戦状、(資料を示す)これは問い合わせ立て形式になつております、「お城EXPO」に来てみたらこのクイズが解けるというようなクイズ形式になつております、

手に持つてお子さんが来ていただいたと。

本家本元の「お城EXPO」は横浜の大きな建物の中で行われていますが、今回、名護屋城で開催されたことに加えて、子供たちの興味が湧くようなコンテンツなどの仕掛けがお城ファンのみならず、広く県内外の方にその価値を発信することにつながつたと実感しました。挑戦状は本当に大成功だったと思います。

実は基山町の、うちの妻が行つてている学校の生徒さんが全員これを持つて、名護屋城と正反対にある基山町の小学校の生徒が名護屋城に興味を持ったということで、学校で話題になつております。大成功だったと思います。

そもそも佐賀県には、学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たる国宝級の価値を持つた、地域が誇る宝である三つの特別史跡があります。令和七年十一月現在で国の史跡に指定されている遺跡は全国で千九百十七件、このうち特に価値が高い特別史跡として指定されているのは、僅か三%の六十五件のみです。このうち三件が本県に存在していることから、私は佐賀県は特別史跡の宝庫だと思っております。

そもそも私は、お城の価値というのは、単に天守閣などの形あるものだけではなく、その地域の歴史や文化、成り立ちによって地域社会を形成している人の精神的支柱であり、その地域の誇りであると考えております。地域に住み続ける人たちには必ず誇りがあります。今で言うシビックプライドでござります。

私の地元の基山町では、現在、基肄城の発信に力を入れております。基肄城は、昭和二十九年に佐賀県で最初の国の特別史跡に指定され、千三百六十年前の石垣や礎石や土壘が現存し、日本書紀にも出てている日本最古の朝鮮式山城です。しかし、残念なことにこの価値を基山町民でもなかなか詳しくは知らず、ましてや、全国のお城好きにしか知られていないような状況でした。

基山町では最近、移住がずっと進んでおりましたが、その子供たちの世代が

地域に定着していないという問題もありました。それらの解決策の一つとして、基山町の子供たちが真に基山町の子となるように地域の誇りである基肄城を発信すべきと力を入れておるわけでございます。私は、基山町のようにお城の発信を佐賀県全体で取り組み、力を入れていくべきだと考えております。よって、次の点についてお伺いいたします。

今後の発信についてです。

今回の「出張！お城EXPO」は、それぞれのお城にとつてよいPRの機会だつたと思います。今後もこうしたお城イベントに出展するなど、佐賀県のお城として、一緒になつて情報発信するのも一つの手だと感じたところであります。今後どのような情報発信を行おうとしているのかお伺いいたします。

○南雲文化課長＝県におきましては、令和二年度から「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組んできた経験を踏まえますと、お城などの文化資産の活用については、文化資産の体験価値を生み出し、ガイドなど価値を伝えるコンテンツとしてサービスを整備すること、そして、磨き上げた価値やコンテンツを広く発信していくことの二つをあわせて取り組むべき重要な両輪であると実感しております。

さらに、中長期的な視座から見ますと、様々な視点で佐賀県への愛着や誇りが高まるような取組を意識的に行っております。具体的に言えば、今話に出たような小学生全てに配布しました「太閤豊臣秀吉からの挑戦状」は、いわゆるターゲットとしているお城ファン向けの短期的な、割と目先の成果がよく出る視点だけの訴求ではなくて、将来的な地域の芽を育む中長期的かつ投資的な意味を込めて力を入れたポイントでございます。

佐賀県の歴史・文化的資産を活用し、県や市町と一緒になつて自発的な地域づくりが起こるようなシビックプライドの醸成も併せて後押ししていくと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝サービスと発信ですね、力を入れていつてもらいたいと思います。

今回、基肄城をアピールするために、先ほど南雲課長からも言われましたように、基山町の歴史、文化を伝える目的で構成している「きやま創作劇」から子供たちが十人参加いたしまして、観光情報ブースや名護屋城本丸ステージでのPRを経験し、来場者から好評でありましたし、子供たちからも参加してよかつた、いい経験になつたという感想を聞いております。

県には、一昨年から基肄城の魅力発信に向けた経済支援などもサポートしてもらっております。本当に感謝しております。今回、名護屋城で「出張！お城EXPO」を開催されたことは、多くの気づきと経験につながったのではない

かと感じております。今後はこの流れをさらに大きくしていくために、次の点

についてお伺いいたします。

佐賀県のお城への誘導や周遊の施策についてです。

今回、三つの特別史跡に佐賀城や唐津城も加わった佐賀県の代表的なお城をアピールできましたことは大きな前進だと思っております。また、今回、県内のお城を周遊するツーリズムも計画、実施されたとお聞きしました。今後も県には、平時においてもお城の周遊を促すような施策を推進してもらいたいと思つております。

今後、県として、佐賀県のお城への誘導や周遊の施策をどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○南雲文化課長＝佐賀県の文化的資産を活用した広報、周遊の拡大、シビックプライドの醸成などの推進を実現するため、近年、文化観光のコンテンツをゼロから企画し、プロモーション、販売、オペレーションの実施や支援など、文化ツーリズムを創造するビジネスプロセスを組織内で確立しつつあります。

今年度、名護屋城関連では、東京、名古屋、大阪、広島、福岡発着の宿泊を含む合計八本の新しい文化ツーリズムを創造し、販売いたしました。その中の一つが、あまり説明していなかつたんですが、実は基肄城のみならず、名護屋城、吉野ヶ里遺跡、佐賀城、唐津城を含めた佐賀県内のお城や特別史跡を巡るプレミアムツアーになつておりまして、既に大茶会に合わせて造成、販売、催行されておりました。このツアーは宿泊も県内でございまして、全て県内周遊で実施されたものでござります。

本ツアーは一人十三万円の比較的上位層向けのツアーでございましたが、それに加えて、これまでチャレンジができるいなかつたカテゴリーでございます超富裕層向けに県内のコンテンツのみで構成した一人一室七十万円という黄金の茶室を含めた全く新しいツアーも造成したり、こうしたツアーだけでも一定の経済波及効果を創出することができたと考えております。

今後はさらに進化を目指し、大茶会開催時にのみならず、日常的に文化ツーリズムを定着化させるために具体的な検討を進めているところでございます。

持続可能な観点で周遊の実現を考えると、価値の高い売れるコンテンツの創造こそが一番の成功要因であります。これを考え方抜けるかがポイントだと我々は考えております。

ちなみにですが、名護屋城大茶会だけでなく、焼き物文化の発信を行つている有田と伊万里のクリスマス事業でも、県内外に広報して、約六割以上が県内からの来場者でございます。事業そのものが文化ツーリズムの創造そのものです。大茶会同様に、この二つの事業でもツアーアー造成を行つており、福岡と長崎からの県内周遊ツアーの造成を成功しております。それも付け加えておきます。

そして、戻りますと、今回の「出張！お城EXPO」の誘致と開催は、佐賀県の歴史・文化資産の価値を、狙いどおり、「お城」という視点から磨き上げ、訴求する大変よい機会とすることができ、まさに大きなターニングポイントになつたと考えております。

佐賀県には世界に誇る唯一無二の歴史的、文化的資産があふれております。その本物の価値について、「サービス化」と「発信」を両輪とし、市町の方々との自発的な取組と連携しながら、一緒になつて価値の向上と県内周遊の拡大を図つてまいりたいと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝大茶会の開催時期にとらわれず、常にツアーを開催してもらいうということで、この「出張！お城EXPO」に来ていただいて、本当に佐賀県のお城のよさが佐賀県内の人にはまづは広まつたと私は本当に思つております。これを機会にさらに、酒井委員いわく、世界に誇るお城を広めていつてもらいたいと思います。

私、議会中にもよくSAGAMADOに行つておりましてお客様の様子を見せてもらつていますが、先週SAGAMADOに行つたら奥のブースにゾンビランドサガのポップがありまして、そこを訪れてそのポップの写真を撮られている方が結構いらつしやつて、さらに、案内のところでは海外の方が次の周遊をするための案内、どこにどういった道順で行くかというような案内を聞いていらつしやいました。

やはりツーリズムというのは、佐賀県はしつかりこれからどんどん開拓していける分野だと思っております。全世界にアピールを開始するときです。打つて出ましょ。

気合を入れたところで、次の質問に移りたいと思います。

問い合わせの二、路線バスを持続可能なものとするための県の取組についてです。

この質問は新幹線・地域交通問題対策等特別委員会でもしましたが、その後、バス路線について発表がありましたので、再度地域交通についてお伺いいたします。

私は、地域交通はその地域に住み続けるために欠かせない重要な社会基盤であり、路線バスは広域で通勤通学される方などの多くの地域住民の日常生活を支えており、とりわけ県境をまたぐような路線は、なくなつてしまえば、県外への人口流出にもつながつてしまふことからも、地域そのものを支えるために重要な役割を担つていると考えております。

しかし、路線バスを取り巻く環境は厳しく、自家用車の普及による利用者数の減少や運転士不足などにより、減便や廃止をせざるを得ない路線も出てきております。

このような状況の中、佐賀市と神埼市、みやき町を通つて久留米市に至る路線、江見線も令和八年十月一日に現在の交通事業者による運行が廃止される予定となつていましたが、先日、沿線三市町において路線の利用状況や代替手段

の有無等を勘案し、来年十月以降、共同で路線を運営することを検討されていることで報道されておりました。運営主体が沿線三市町と報道されておりますが、江見線は県も関わつて汗をかいてきたと思っておりますので、江見線に対する県の対応をお聞きしたいと思います。

そもそも昨年二月に今年十月に廃止と現在の交通事業者から申し入れがあつたときから、この地域の移動手段がどうなるかという県民の不安が始まりました。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

江見線の廃止についてです。

まずは江見線の廃止申し入れに対する当時の県の受け止めについてです。

地域交通を守るべき立場として当時の県の受け止めはどのようなものだつたでしょうかお伺いします。

○江口地域交通システム室長：委員からございましたとおり、江見線は昨年二月に現在の交通事業者から運転士不足に起因する廃止の申し入れがありました。

中で、段階的な減便及び令和七年十月一日に廃止する意向が示されました。

この廃止の申し入れを受けまして、利用実態を把握するため、県が沿線市町に呼びかけ、令和六年二月に実際に職員が乗車して江見線の利用実態を調査しました。その結果、通勤、通学、買い物、通院の生活利用が全体の約六五%を占めていること、また、そのうち約五〇%が路線廃止の場合に代替手段がないといった暮らしの移動手段として欠かせないものであることを把握いたしました。

地域住民の移動手段を確保するにはどのような対応が考えられるかなど、県と市町が一緒になつて取り組んでいく必要があると考えたところでござります。

以上でござります。

のようにしてようといふことやつていつたといふところでござりますね。

それでは、地域交通を確保するための取組について伺います。

県はそもそも地域の生活基盤である地域交通全体を守るためにどのように取り組んできたのでしょうかお伺いします。

○江口道路安全推進室長＝地域交通を持続可能なものとするためには、路線バスを單一路線で捉えるのではなく、路線バスをはじめとした地域交通システム全体として捉え、市町や交通事業者、地域住民の方々、国と連携しながら、地域の実情やニーズを踏まえて対応することが必要と考えております。

利用者の減少、財政負担の増、運転士不足といった地域交通を取り巻く課題に対し、「利用の促進」、「運行の効率化」、「運転士の確保」の三つの柱で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝三つの柱で臨んでいると、それは佐賀県全域においてですよね。

この江見線廃止の申し入れ後には現在の交通事業者や沿線三市町といろいろな関わりを今言われたように持たれたと思っております。江見線という地域の移動手段を確保するために県の取組をお伺いいたします。

廃止するとされた江見線に対するこれまでの県の取組をお伺いします。まずは現在の交通事業者に対する県の取組についてです。

現在の交通事業者による江見線の運行に対しまして県はどのように取り組んできたのでしょうかお伺いします。

○江口道路安全推進室長＝市町をまたぐ路線バス江見線につきましては、通勤や通学、買い物、通院など日常的な地域住民の移動手段であり、特に通学者や高齢者など自家用車の運転できない人にとって不可欠な地域交通としまして、佐賀県地域公共交通計画に位置づけ、現在の交通事業者に対しまして、国や市

町とともに運行に係る財政支援を行つてているところでございます。

また、運転士の確保に向けまして、県内のほかの交通事業者も併せまして、業界団体が実施される会社説明会やバスの運転体験会の開催に対して支援を行い、また、県外における採用活動の場を県が設定するなど、取り組んでいるところでございます。

○古賀和浩委員＝それでは、沿線三市町の検討に対する県の取組についてお伺いします。

現在の交通事業者による運行について取り組んできたと思いますが、沿線三市町の検討に対しても県はどのように取り組んできたのでしょうかお伺いします。

○江口地域交通システム室長＝県では地域住民の方々への影響を最小限にとどめることを第一に考え、行動してまいりました。江見線廃止の申し入れを受けた当初から、沿線三市町だけでなく、隣県の福岡県や久留米市も交えた関係者との議論の場の設定や意見の集約、先行きのスケジュールの提案など、必要な調整を図つてまいりました。

このようなか、県の呼びかけで実施した実態調査の結果も踏まえて、佐賀市、神埼市及びみやき町は、運行の継続や廃止時期の延期などを昨年六月に現在の交通事業者に要望されました。その結果、当初の廃止時期を一年延長することにつながりました。

また、減便に対しまして、本年五月と六月にも改めて県が利用実態を調査し、通勤通学の多い時間帯の運行確保やダイヤの公表時期を夏休み前にすることなど、現在の交通事業者に要望すべきことを沿線三市町と議論し、県が沿線三市町と交通事業者とのパイプ役として、利用者の視点を持って調整してまいりました。

さらに、市町をまたぐ路線バスを沿線三市町が共同運営するに当たりまして、必要な手続や進め方などについて国や現在の交通事業者などに確認するなど、議論が前に進むよう調整を重ねているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝県は沿線三市町に対し、福岡県、久留米市も含めて、今の交通事業者も含めて、パイプ役となって推進してきていただいたのですね。その廃止が一年延期されるということで、そのとき、その辺りの発表のときもずっと私も地元の方から、常に江見線はどうなるとねと、かなりずっとと言われておりまして、ちょっと取りあえず延期ということで御返事をさせてもらつとったんですけど、今どうなるか、継続の方向で検討しているということしかちょっと言えませんでしたけど、そういう状況で、私も今年の十月から減便される前に、九月のうちに減便される便に乗車してきました。佐賀駅バスセンターと西鉄久留米バスセンターとの間に、平日に二往復、土曜も二往復、日曜は二往復半乗車して、乗降客を確認して、減便することによってどのくらい影響が出るかを調査して、また地域交通システム室と打ち合わせした九月にそういうことをやっておりました。

そんな中、最近になつて、先ほど言われましたけど、沿線三市町の共同運営の報道がありました。まだ検討中ということで、まだ全ての議会で決定されているわけではありませんが、これまで江見線に関わってきた県としてどのように考へておられるか、次の点についてお伺いします。

江見線の運行継続に向けた現在の検討状況についてです。

まず、運営方法についてであります。

沿線三市町が共同で運営するとは具体的にどのような内容なのでしょうかお伺いします。

○江口地域交通システム室長＝佐賀市、神埼市及びみやき町は、来年十月以降、

江見線を共同で運営することとされております。これにつきまして、事業費に係る債務負担行為の設定に関する議案をそれぞれの十二月議会に上程されております。

運営の内容は、民間交通事業者に運行を委託することとされておりまして、それぞれの議会で御承認いただければ、沿線三市町で共同運営に係る協定を締結した上で事業者を選定する予定となっております。

なお、神埼市が代表して、選定された事業者と運行委託契約を締結する予定とされております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、運行区間についてお伺いします。

現在の江見線は、基本的に佐賀第二合同庁舎から西鉄久留米駅まで運行しており、その一部の便ではみやき町の寄人橋までの運行としております。

そこで、今後の運行の区間はどう考えていらっしゃるんでしょうか、お伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝あくまで現時点の状況でございますが、佐賀駅バスセンターから西鉄久留米駅までの約一十五・七キロを予定されているというところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今の状況を、言うなれば佐賀駅バスセンターから西鉄久留米駅までの距離でしたね。二十五・七キロを考えて検討しているというところでございますね。

それでは、沿線三市町の共同運営に対する県の取組と、その後についてお伺いします。

沿線三市町で共同運営する期間は、来年十月以降、五年間の予定とされていますが、県にはずっと関わつてもらいたいと私は思つております。五年間の運

當期間も引き続き利用状況調査や利用促進事業など、関わり続けてもらいたい。よつて、沿線三市町による運営期間における県の取組についてお伺いします。

これまでも支援し続けてこられましたが、新しい運営に変わり、沿線三市町にお任せ状態にすることなく、共同運営する期間において県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝江見線を含めまして、路線バスを持続可能なものにしていくためには、それぞれの地域の実情やニーズを踏まえまして、見直しを続けていくことが必要と考えております。あわせまして、江見線を含め、

路線バスの利用促進を図ることが必要と考えております。

「歩くライフスタイル」の観点からも、「乗つて支える」意識を醸成するため、ラッピングバスや子供に楽しんでバスに乗つてもらうイベントなど、幅広い世代がバスを身近に感じる機会を創出したり、MaaSですね。Mobile city as a Service——MaaSを活用した便利でお得なデジタル切符の造成などに取り組んでまいります。引き続き市町や交通事業者、地域住民の方々、国と連携しながら、「利用の促進」、「運行の効率化」、「運転士の確保」の三つの柱で取り組んでまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今言いましたのは五年間ということで、次、共同運営を予定されている五年間の期間後についてお伺いします。

沿線三市町は共同運営を予定されている五年間の期間後、江見線はどうしようとされているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝沿線三市町におかれましては、まずは五年間運行し、その中で利用実態や地域交通を取り巻く環境の変化などを勘案しながら、その後の運行について協議していくこととされているものと承知をしております。

沿線三市町におけるその後の運行についての協議に当たりましては、県も沿線市町と一緒にになって考えていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝今後もぜひ関わっていただきたい、沿線三市町と共に地域交通、江見線を守つていただきたい、そういう気持ちでございます。

今後、地域交通、特にバス路線など持続可能なものとするためには、これからも県は江見線に限らず、市町と連携し、しっかりと関与して対応していくべきだと考えております。

最後に、地域交流部長にこれからの方針や、自分の思いも含めてお伺いします。

路線バスを持続可能なものとするための県の取組について、江見線をはじめとした路線バスを持続可能なものとするためにどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

今回の江見線の件でございますが、これはまさに路線バスが地域住民の暮らしにとつていかに重要か、地域交通の在り方はみんなで考えていかなければならぬということを再認識する一つのきっかけになつたのではないかなどというふうに考えております。市町をまたぐような路線はもちろんでございますが、今回のように、県境をまたぐ路線というのは、県の役割も当然大きくなつていくというふうに考えているところでございます。

しかし、やはり共通しますのは、路線バスを持続可能なものにしていくためには、それぞれの地域の実情ですか、ニーズを把握しながらその時々の課題や状況変化といったものを捉えながら、それに合わせて見直しを続けていくことが大事なことだというふうに考えております。

また、こうした見直しに当たっては、まずは地域住民が乗つて支えるという意識も大事なかなというふうにも考えております。これは地域交通を残すた

めに乗るという、そういうった側面もあるかもしませんが、やはり地域の方々が、今はマイカー利用の方も、いずれ地域交通を利用するときが来ますので、そういう意味では自分がこととして利用していくことを前提にできるだけ使い勝手のいいものに見直しをしていくことが大事なのではないかというふうに考えております。

引き続き、県も関係者と一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、先ほど酒井委員の答弁で申し上げましたが、江見線を含む路線バスを持続可能なものにしていくためには、地域交通の置かれた課題に対し、まさに今どう見直しを行うのかといったことだけではなくて、この先どのような地域交通を目指していくのかというふうな観点も大事だと思つております。地域交通の将来の姿を市町や交通事業者、地域住民など、関係者と議論して共有していくことも大事だというふうに考えております。

県の地域交通の目指すべき将来像を定めた佐賀県地域公共交通計画が来年度で計画期間の満了を迎えます。コロナ禍や二〇二四年問題を経て変化した交通業界の状況も踏まえまして、関係者ともしつかり議論しながら次期計画策定に向けた検討も進めていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き関係者と連携しながら、将来にわたって地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝何とぞよろしくお願ひします。

ただ、沿線三市町とも決定したわけではございませんので、報道された内容についても、沿線三市町の住民の方などに広く協力、理解をしていただくといふことが、この考えていることが実現できることだと思つております。そのよ

うな協力を得られるように心から願いまして、次の質問に移りたいと思います。問い合わせの三は、安全な道路環境の整備についてです。この問い合わせの三は身近な道路について、特に安全対策に重点を置いた質問をいたします。

言うまでもなく社会のインフラの要、道路の整備は県民生活に大きく影響し、地域振興など、地域の未来の方向性を決める要因となつております。それゆえ、県民が利用しやすい道路環境を整備せねばなりません。よつて私は、道路整備については安全に配慮した環境の整備が重要だと考えております。

道路には高速道路や直轄国道である幹線道路や県道、市町の生活道路や歩道など利用形態によって様々な用途の道路があります。それぞれの道路が安全であるため、県、警察本部と連携しながら、交通事故の減少、特に交通死亡事故のゼロを目指してもらいたい。交通事故対策の安全整備に時間はかかるかも知れませんが、事故は待つてはくれません。

ちなみに、佐賀県の交通事故は、今朝ちょっと調べられなかつたんですけど、十二月八日までで人身事故は二千二百二十七件、昨年同日比マイナス二百二十三件、死者数は八日までで十九人で、昨年同日比マイナス五人ですね。

私の住んでいる県東部地区は、大手の企業の進出が相次いでおります。鳥栖市の新産業集積エリアへの大手メーカーのアサヒビールや吉野ヶ里町には半導体の材料となるシリコンウエハーの製造大手SUMCOの進出が決定しており、今後、工場が稼働すれば、従業員や関連会社社員による人口の増加が予想されます。私は通勤の際にそこの近くを通つており、道路整備がどんどん進んでおります。こんな中、資材や製品を運搬する車両などにより、工場周辺は車両が増加し、事故が増えるのではないかと周辺の住民からは心配の声も聞かれます。

また、国道三号線の四車線化も進んでいます。近くには、鳥栖市の基里の中学校もあつて、過去、事故がありました。そういう経緯から、道路改良事業

において歩道を整備するだけではなく、歩車道境界部に設置する防護柵など全設備を充実すべきだと考えております。

そこで、次の点についてお伺いします。

県東部地区における安全な道路環境の整備についてです。

まずは直轄国道の道路改良事業について、国道三号の基里小付近の四車線拡幅工事は、二〇二六年度内に終了を予定すると聞いております。渋滞は緩和するとは思いますが、車のスピードが上がることに対し、歩道整備など交通安全対策はどのように実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

国道三号鳥栖拡幅は、交通結節点である鳥栖インターチェンジ付近の交通渋滞の緩和や交通安全性の向上、周辺の開発計画の支援などを目的とした道路改良事業です。

姪方町交差点から鳥栖市基里小学校横を通り、商工団地北入り口交差点に至る延長二・四キロメートルの事業区間において、今回、車道の四車線拡幅と併せて、両側の歩道整備や車両防護柵、横断防止柵の設置も進められております。また、国道三号をまたぎ、基里小学校へ通学する児童も利用する横断歩道橋の希里橋も、国道三号鳥栖拡幅の整備と併せ架け替えが行われました。

委員がお話しされた、この区間の四車線への開通見通しが国から令和八年度と示されたところでございます。開通により交通混雑の緩和と併せて交通安全性の向上も期待されております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝本当に道路、スピード、実際私は通っているんですけど、相当スピードが上がると思います。車歩道の境にあるやつが細い転落防止用の柵ではなくて、しっかりしたものをつけるとか、そういうスピードに応じた対応をしていただきたいと思つております。

また、そのほか、県道佐賀川久保鳥栖線一本杉住宅入口交差点付近でも四車線化事業を実施されていますよね。その近くにも麓小学校がありますし、その近くは商業施設や住宅の造成も予定されると聞いております。県道佐賀川久保鳥栖線では、そこも過去に信号のない交差点での死亡事故も発生していて、車のスピードの安全には特に気をつけなければいけないと感じております。

そこで、県道の道路改良事業についてお伺いします。

県では、県道佐賀川久保鳥栖線一本杉住宅入口交差点付近で四車線化事業を実施されていますが、これも歩道整備などの対策も実施されているのかお伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

○天本道路課長＝県道佐賀川久保鳥栖線の乗目交差点から立石交差点の約二キロメートルの区間は、交通量が非常に多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、この区間は麓小学校の通学路にもなっていますが、片側しか歩道がない上、幅員が狭く、交通安全対策も必要な箇所、区間となっております。このため県では、令和五年度までに乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロメートルについて、車道の四車線化を伴う道路改良事業を行つております。

四車線化と併せて両側の歩道整備を実施し、歩道については、歩行者数や沿道の状況から両側の歩道整備を実施しまして、完了したところでございます。整備区間は四車線化で道幅が広くなりまして、車両の走行速度も上がることから、歩行者の横断事故を防止する目的で横断防止柵の設置も行つております。

その先の一本杉住宅入口交差点から西側の約四百メートルの区間は、令和六年度から「一本杉工区」として事業を進めおります。この区間については、乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までと同様に交通量が非常に多く、道路の両側に住宅もあり、通学路にもなっていることから、整備に当たりましては、四車線化と両側の歩道整備を行うこととしております。

こうした拡幅を伴う道路改良事業は、交通渋滞の緩和だけでなく、歩道整備による安全な歩行空間の確保や交通渋滞に起因する追突事故の減少などの交通安全性の向上にも寄与するものと考えております。以上でございます。

○古賀和浩委員＝次に、生活道路についてお伺いします。

生活道路は住民にとって特に身近であり、歩行者や自転車が通り、特に通学路においては、住宅が建設された際に急に歩行者数や通行量が変化をし、できるだけ素早い対応が必要となります。県道などの生活道路においても安全施設整備は重要でございます。

そこで、県管理道路における交通安全対策についてお伺いします。

県道北茂安三田川線板部交差点付近の西尾橋付近の架け替え工事に合わせて歩道が整備されました。が、橋梁前後の区間も歩道の整備などの交通安全対策は実施されるのでしょうか、お伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝県道北茂安三田川線につきましては、寒水川の河川改修に伴う架け替えに合わせ、西尾橋や板部交差点を含みます約六百メートルの区間を西尾橋工区として平成二十三年度から事業を進めているところでございます。この区間は交通量が多く、北茂安小学校の通学路となっていることから、西尾橋の前後も含め、この事業において両側の歩道整備を行っております。また、県道中津隈原古賀線と交差する板部交差点は右折レーンがなく、朝夕の通勤時間帯には交通渋滞が発生していることから、今回、右折レーンを設置する交差点改良も実施する計画でございます。

今後、交差点部には歩行者の安全を確保するため、車両の誤侵入を防ぐボーラードを設置することとしております。

以上です。

○古賀和浩委員＝しつかり対策をお願いします。

市町においては、道路整備を行った後に時勢の変化や生活パターンの変化により改修しなければいけない場所が多くあります。私の地元の基山町では、住宅団地の整備がえらく拡充していって、子供たちの登下校者数が想定より相当増えまして、さらにその先の鳥栖に向かう大型車の通行も増えて、通学路の歩道の拡幅など、今、安全のための改修工事が行われております。

一方、市道や町道の整備などは自治体の財政負担に大きくのしかかっており、県民の要望どおりには進まず、安全施設整備に時間がかかることもあります。よつて、市町における交通安全対策についてお伺いします。

国や県は、道路改良や歩道整備などの交通安全対策に取り組まれていますが、市町において、特に私の地元である基山町の取組を含め、どのような対策を実施されているのでしょうか。さらに、県としてどのように市町に対し、支援、助言、指導をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○江口道路安全推進室長＝交通安全事業につきましては、令和三年度に千葉県八街市の事故を受け、全国で実施された通学路合同点検により要対策に位置づけられましたところの対応としまして、国において令和四年度に交通安全対策補助事業制度が創設されております。市町におきましては、この補助事業制度や交付金を活用しながら交通安全対策事業を進められております。

議員のお話にありました基山町におきましては、そこで要対策になりました七カ所につきまして、交付金を活用して、令和七年三月までに全ての対策が完了しているという状況でございます。また、県内では、令和三年度の通学路合同点検後も定期的に関係者による通学路の点検が継続されておりまして、対策が必要と判断された箇所につきまして、交通安全対策の検討を進められております。

基山町におきましては、基山中学校に近い町道牛会八ツ並線の歩道整備や小中学校付近の町道におきまして、ボラードや交差点防護柵の設置、路肩のカ

ラー化など歩行者を守る対策が実施されているところです。県としての支援につきましては、市町の交通安全に関する担当課長さんや実務担当者を対象としました会議を年に二回実施しております、交通安全対策を含む道路事業に関する補助事業制度などの理解を深めてもらうこととしております。具体的には、活用可能な事業の紹介、事業の実施や予算要求に係る変更点、留意点などについての情報共有をして、今後の事業計画の検討に役立っております。

また、市町からの事業に関する相談につきましては、市町道担当において随時受け付けておりまして、円滑に業務が執行できるよう支援をしているところです。

○古賀和浩委員＝しっかりと市町と連携して、市町の財政は本当なかなか大変です。そこで、町を開発すればするだけ、やはり道路の状況が変わってきますので、なかなかその対策を打つ時間が追いついていかないというような状況もありますので、その辺りは県と国と支援をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、私が道路に関して質問をする場合はいつも交通安全について質問しております。何度も何度も質問するのはそれだけ道路事情が変化をしていくということがあります。県としては、道路事情に気を配り、改修などをし続けなければ、救える命は救えません。

最後に、今後の取組について伺います。

歩行者の安全確保のため、交通安全対策を継続していく必要があると考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いします。

○江口道路安全推進室長＝県では、大切な命が奪われる悲惨な交通事故をゼロにするという思いで、「SAGABLUE PROJECT」により、県警察、教育委員会などの関係者で連携し、ハード、ソフトの両面から総合的な交通安全

全対策に取り組んでいきます。「SAGABLUE PROJECT」に取り組んで以降、人身交通事故の発生件数は着実に減少しているところです。

現在、交差点内のカラー化やハンプの設置など、安全な道路環境の整備に、国、県及び市町が連携しながら取り組んでおります。

また、通学路については、歩行者の交通事故死傷者数を見ると、七歳が突出しているという現状を踏まえて、新たに「七さいめせんのこうつうあんぜん」として子供の視点に立った交通安全対策を進めておりまして、今年度は通学状況をカメラで撮影するなどモデル点検を実施しております。それを基に保護者、学校関係者、専門家などの意見を聞きながら、子供の目線や行動特性を考慮した点検マニュアルを年度内をめどに作成できるよう取り組んでいます。

県としては、引き続き交通安全対策を着実に進めるとともに、歩行者、特に子供や高齢者が交通事故に巻き込まれることがないよう、関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じた対策に取り組んでいきます。

また、こうした交通安全対策を進めていくためには予算の確保が必要であり、国への政策提案などを通じ、交通安全対策を含む道路関係予算の確保にも努めています。

○古賀和浩委員＝対策は本当に継続が大事でございます。今後もできるだけ予算を確保していただいて、事故があつた後に対策を早くすればよかつたと後悔しないような対策実現をお願いして、次の質問に移ります。

最後に問い合わせの四、治水対策の推進についてお伺いします。

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、令和七年度において九州では八月六日から十二日にかけて線状降水帯が繰り返し発生し、福岡や熊本、鹿児島県においては、河川の氾濫や堤防の決壊、護岸の崩壊などの被害が

発生したところであります。

今年の十月、先々月ですね、この委員会で視察しました熊本県の人吉市においても、令和二年七月の豪雨で球磨川の氾濫による甚大な被害が発生し、貴い命が失われました。一〇三五年の完成予定とされています流水型の川辺川ダムの建設が進められていると説明を受けた後、実際に球磨川の氾濫現場に行くと、工事もあるんですねけど、その上に被害家屋がまだ残つておつたり、鉄橋と

いうか、橋が流されて、その橋脚だけがまだ川の中に残つているというような生々しい被害の爪痕が残つていましたし、青井阿蘇神社に行つたんですけど、そこの鳥居がほぼ浸水するくらいまで水位の痕跡、約四ぐらいの痕跡が残つていました。ここまで来ましたというような目印がありました。そのとき私たちが歩いていた道路や住宅の二階を含め、市街地一帯が浸水し、甚大な被害を受けたということを本当にこの目で見て実感をしました。治水の大切さを私は再認識したところでございます。

このように、一度災害が発生すると、復旧にはとてつもない時間がかかりますので、災害が発生する前にいかに治水事業を進めるか、また、特に一年の今この時期、十一月から五月までの非出水期に治水事業を進めるかが大切ではあります。

そこでまず、県内の河川の改修状況についてお伺いいたします。  
県内河川の改修状況についてであります。

現在、県内各地で県管理の河川の改修事業が進められていると思いますが、県管理河川の整備状況はどのようになつてているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝県が管理する河川は、一級河川及び二級河川合わせまして四百五十四河川あり、その総延長は約一千三百六十九キロメートルであります。このうち山間部などを除いて整備が必要な区間の延長は約一千二十八キロ

メートルとなっています。令和六年度末までに約五百三十キロメートルの改修を完了しており、河川整備率は五一・六%となつております。

以上です。

○古賀和浩委員＝それでは、令和七年度の河川改修状況についてお伺いします。  
県管理河川の改修事業について、令和七年度は主にどのような事業に取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○中原河川砂防課長＝県が実施しております河川改修事業については、国の補助事業や防災安全交付金を活用して河道拡幅や護岸整備、堤防補強などを行つております。

具体的には、小城市の晴気川やみやき町の寒水川など八河川、八カ所で橋梁や堰の改築と規模の大きな工事を実施しています。集中的に多くの予算が必要な工事であることから、大規模特定河川事業などの補助事業を活用しています。また、防災安全交付金を活用いたしまして、三十河川、三十四カ所で河道拡幅や護岸整備、堤防補強などに取り組んでいるところです。

河川数と箇所数が違つていているところにつきましては、同じ河川で改修事業との時期、十一月から五月までの非出水期に治水事業を進めるかが大切ではあります。

さらに、令和元年、令和二年に発生しました大規模な浸水被害を受け、令和七年三月二十八日に、国、県、武雄市、嬉野市にて、六角川流域水害対策計画を策定しました。令和七年度から、特定都市河川浸水被害対策推進事業により、武雄市の甘久川の整備に着手したところであります。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝私は消防団のときに何回も災害対応で土のうを積んだ経験がありますし、また、基山町の防災パトロールに毎年参加をしておりまして、過去災害があつた河川の工事の復旧状況を確認しております。そのときに周りに住んでいらっしゃる方は、まだ終わらんとねと言われておりますし、実際に雨

が降つたらまた壊れるんじゃないかというふうに考えられている方も多うござります。

河川改修事業については、補正予算も活用するなど予算を確保し、継続的に事業を進めることが重要だと考えていますし、用地買収などの改築等も必要であり、時間がかかるのも承知しておりますので、私も現地の土木事務所の職員と一緒にになって、住民に対して説明をしております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

鳥栖・三養基地区の県管理河川の改修状況についてです。

特に現在の鳥栖・三養基地区の県管理河川の整備状況はどのようになつているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝鳥栖・三養基地区において県が管理している河川数は三十五河川あり、その総延長は約百四十二キロメートルであります。このうち、整備が必要な区間の延長は約百十三キロメートルとなつております。令和六年度末までに約六十九キロメートルの改修を完了しております。河川整備率は六一・一%となつております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、令和七年度の鳥栖・三養基地区の改修事業についてどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○中原河川砂防課長＝令和七年度は七河川、九カ所で河道拡幅や護岸整備、堤防補強などを行つております。具体的な事業箇所としましては、補助事業により、みやき町の寒水川において河道拡幅や護岸整備を行つております。また、交付金事業により、みやき町と上峰町の町境の切通川、みやき町の通瀬川、鳥栖市の西田川、基山町の実松川で河道拡幅や護岸整備などに取り組んでいます。以上でございます。

○古賀和浩委員＝今、交付金事業で実松川のことも言われましたけど、その基本町の実松川においても平成三十年に水があふれて、道路に冠水等の被害が発生したところで、先ほども言いましたように、この実松川も土のう積みを昔行いました。消防団活動を通して、命を守りたいという思いは県議会議員を志したきっかけの一つであります。

その実松川の整備状況は、今、結構時間を要しております。時間を要している理由は、横の道路の地下の工事に時間がかかつたり、長崎街道が横に通つておりますので、そこの景観等を考慮した部分。また、工場や住宅がひしめき合つてているので、仮橋を架けなきやいけないとか、そういうことがあることは理解していますが、さつき言いましたように、住民の不安がやっぱりまだずっと残つておりますので、少しでも早く不安を取り除いてもらうような工事を急がねばと私は強く思つております。

そこで、実松川の整備状況について伺います。

現在、河川改修事業が進められていますが、整備状況及び今後の取組はどうなつているのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝実松川につきましては、平成二十六年度から秋光川合流点から上流約一キロメートル区間において河川改修事業に取り組んでいるところでございます。そのうち、秋光川合流点から秋光交差点までの約四百メートル区間を重点的に河道拡幅及び護岸の整備を行つております。また、秋光川合流点から約百六十メートル区間の整備が完了しているところです。

残り約二百四十メートル区間につきましては、地域の生活道路である町道が河川に沿つて通つております。途中で実松橋が河川を横断している状況です。そのため、実松橋付近の河道は東側に付け替える計画となつております。それに伴い、実松橋も架け替える必要があります。架け替えるに当たっては、地域の生活道路としての機能を確保するために、下流側に迂回路の仮橋を設置し、交通を切り

替えた上で、昨年度までに新しい実松橋の工事が完了しております。今年度は新しい実松橋の上下流の河川の付け替え工事を進めてまいります。

今後も、地元住民への工事の影響を最小限に抑えるため、地域の生活道路の機能を確保しながら、新しい河道へ切り替えるための護岸整備や仮橋の撤去等を進めていく予定です。

また、毎年、当該年度の工事に着手する前には地元の説明会を開催しているところです。引き続き地域住民の関係者に対して丁寧に説明などを行いながら事業を推進していくこととしています。

○古賀和浩委員＝引き続きよろしくお願ひします。河川改修は本当に時間がかかるものでございますが、着実に進めていただきたい。

そこで、やっぱり即効性のある河川のしゅんせつも併せて行うなど、命を守るために治水対策をできるだけ早く進めてもらいたいと考えております。

そこで、次の点について伺います。今後の取組についてです。

今後ますます豪雨災害が激甚化、頻発化していくことが予想される中で、県民への安心・安全な暮らしを築いていくためには、河川改修事業を進めるなど、治水対策の推進が重要と考えております。治水対策の推進に向け、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝これまで長年かけて行ってきた河川改修は、現在、整備率で五一・六%となつており、一定の治水効果を発揮しているものの、まだまだ整備が必要な箇所が多いことから、近年の気候変動の影響により激甚化する豪雨災害に対応するためにも、着実に河川整備を進めていく必要があると認識しています。

河川改修を着実に進めるためには、継続的な予算の確保が重要であります。

これまでも当初予算のみならず、総合経済対策に係る国の補正予算も活用して

きたところであります。今後も政策提案を行うなど、予算確保に努めていきます。

一方で、計画的な河川整備には一定の時間を要することから、県では内水対策プロジェクト「プロジェクトI-F」を立ち上げ、河川しゅんせつや田んぼダム、クリークの事前排水、内水監視カメラや浸水センサーの設置など、できるところから順次取組も進めているところでございます。

また、災害発生のおそれがあるときなど、いざというときに県民の速やかな避難行動に結びつくよう、市町へのハザードマップ作成の支援、雨量や河川の水位といったタイムリーな水防情報の提供など、ソフト対策にも積極的に取り組んでいるところです。

今後も、県民が安全・安心して暮らせる災害に強い県土を実現するため、国の補正予算なども活用し、河川改修事業を推進しながら、ハード、ソフト一体となった総合的な治水対策にしっかりと取り組んでいくことと考えています。

以上でございます。

○畠田委員長＝暫時休憩いたします。十五時十五分をめどに委員会を再開いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時十五分 開議

○富田委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○石井委員＝月日のたつのは早いもので、あと二十日もすれば、新しい年を迎えることになります。昨年も元旦早々いろいろありましたよね。能登半島地震から始まって、夏の酷暑、それから今年はせんだつての大分県の佐賀関で大変な火事がありましたし、それから北海道、東北地方にかけて熊の被害、そういうものもあって、あの地域の方たちは大変だなと思います。そして、今日の新聞にも出ておりましたけど、青森震度六強、マグニチュード七・五という大変な地震が発生をして、初の後発地震注意情報というのが出たということで、本当に見舞いを申し上げたいと思います。

ダニーロ・ヤブグシシンという人を御存じですか。大相撲の安青錦です。

ちょっと話をしますと、十一月二十六日に、安青錦はウクライナ出身ですけれども、初の大関に昇進をされたということでありました。初土俵から僅か二年余り、所要十四場所での昇進ということですね。異例づくめだと思います。驚異的なスピード出世を後押しした背景の一つには、日本文化への適応力があるという記事を目にしまして、私はずつといろんな新聞を調べて、ちょっと書いてきているんですけども、年の暮れには年越しそばを食べ、年明けには神社へ初詣に必ず出かけるということですね。それから、初土俵から新弟子の人たちは、約半年、通う相撲教習場では書道の授業が課せられるということで、それに魅了されたという話ですね。筆を持つてゆっくりと字を書くのがいいと。

先生にうまいと褒められたという話も安青錦はしております。得意の文字は何でしようか、安青錦の「錦」だそうです。

そして、日本人よりもしかしたら日本人に近いのかなというか、我々も見習わなければいけないのかなと思うんですけど、神社仏閣を巡るのが趣味だとい

う話もしてくれております。日本人以上に国技である相撲の文化を大切にしているという話、記事を読んで、頂点を目指すということを本人が言つてくれておりますし、言つていますので、ぜひ横綱を目指して頑張ってくれるものだろうと思つて、期待をしたいというふうに思います。

それでは、質問に入つてきます。

まず最初に、「世界の文化創造拠点 A R I T A プロジェクト」について、お伺いをしていきたいと思います。

今回、佐賀県が文化庁の補助事業、本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業、これはACEプログラムということに採択されたことは非常に意義深いことだと考えております。

このACEプログラムは、日本を代表する本物の文化を体験できる世界レベルの文化観光エリアをつくることを目的としたものでありまして、佐賀県にとって大変大きなチャンスだと、そういうふうに思つております。

県が進めます「世界の文化創造拠点 A R I T A プロジェクト」は、主にインバウンドをターゲットに世界に誇る佐賀の陶磁器を核として、陶磁器発祥の地、有田を起点に県内の地域資源をつなぐ文化ツーリズムを創出する事業で、五カ年の総事業費、これは約十二億円だと言われておりますけれども、大規模なプロジェクトと思つています。こういうプロジェクトはめつたにないと思います。県内の陶磁器産業の販売額が減少し、苦戦している中において、このプロジェクトをきっかけに、ぜひ元気になつてもらいたいと思つて、期待を大変いたしております。

有田には世界に誇る焼き物文化だけでなく、四百年を超える歴史や伝統を感じさせる町並みなどの多くの文化資源が残るすばらしい町であります。にぎわいが有田陶器市や秋の陶磁器まつりなどのイベント時期に偏つておるんではないかと思っております。そのポテンシャルをもしかしたら十分に生かし切れて

いないのかも知れないと感じています。

「世界の文化創造拠点 A R I T A プロジェクト」においては、今回、有田を起点として取組を進めていくことは理解をしておりますけれども、県内には皆さん御承知のとおり、有田だけではなくて、唐津、伊万里、それから武雄、私どもの嬉野とか、多彩な陶磁器文化とか個性豊かな地域資源がある地域が数多くあります。そうした周辺地域ともしっかりと連携をし、佐賀の地域資源を点ではなくて、面としてつなぐことによって、事業効果を一過性のものに終わらせることなく、県全体に広げることが重要と考えています。

また、昨今の日中関係の状況を踏まえますと、インバウンドのターゲットが特定の国・地域に偏り過ぎることにはリスクもあるんではないかと思っています。

県内では今のところ、徐々に影響が出ているという声を部分的には聞いておりますが、今後、長期化するおそれもありまして、これは注視していく必要があると思います。

これも皆さん御承知のように、中国と今、日本の関係が必ずしもいいという関係ではなくなりつつありますので、非常に心配しているということで、インバウンドのターゲットを定めることに当たっては、国際情勢にも左右される可能性があるということになります。今申し上げたとおりです。リスク分散の視点も必要であると、そういうふうに思います。

このプロジェクト推進において、こうしたことも考慮しながら取り組んでいたただきたいと思いますけれども、事業化した背景、これはどのような背景で、県として文化庁の A C E プログラムに手を挙げ、「世界の文化創造拠点 A R I T A プロジェクト」を事業化するに至ったのか、まずお伺いをしたいと思います。

○太田観光課長＝佐賀県は有田をはじめ、唐津、伊万里、嬉野、武雄など多彩

な陶磁器文化があふれる、世界に類のない県でござります。中でも有田町は歴史や伝統、焼き物文化が日常に溶け込む町並みなど、世界屈指の文化資源があふれる地域です。しかしながら、旅のディステイネーションとしての価値をまだ十分に世界には伝え切れていないと感じております。

また、世界の動きを見てみると、近年、文化関心度や知的探求心の高い、いわゆる高付加価値旅行者の市場が拡大しておりますので、旅行による様々な体験を通して、地域の伝統・文化、自然に触れ、知識を深めたいというニーズが高まっております。こうした旅行者に対して、有田焼をはじめとした多彩で多様な佐賀県の陶磁器文化は親和性が高いと考えております。佐賀にしかできない文化ツーリズム事業に取り組む好機と捉えておりました。

そのような中、文化庁が本物の文化を体感できる世界レベルの文化観光拠点づくりをハード、ソフト両面で支援する補助事業、「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（A C E プログラム）」を新たに創設することを知りまして、チャレンジすることを決意したところでござります。

急ピッチで準備をして申請いたしました。こうした経緯で A C E プログラムに九州で唯一採択いただいた結果、今年の九月議会で補正予算にお願いいたしまして、事業化に至ったものでござります。

以上です。

○石井委員＝九月議会で我々もある程度の勉強はさせていただきました。これはハード、ソフト両面での支援ということですから、本当に千載一遇のチャンスというか、そういうものだらうと思います。これはぜひ成功に導かなければなりません。

この A R I T A プロジェクトでは、目指す姿というのはどういうものを目指しておられるんでしょうか。

○太田観光課長＝本プロジェクトでは、有田に本質的な価値を求める世界中の

人々を呼び込むことで地域と訪れる人が相互に影響を与え合い、有田を世界の文化創造拠点へと進化させることを目指しております。まずは有田の町全体を歴史と名工の技、これまで紡がれてきた物語を感じるような「生きたミュージアム」にし、世界の文化関心層が目指す場所へしたいと思つております。

さらに、有田を起点に佐賀ならではの特別な体験や文化資源とつなぐことで県全体へ効果を波及させ、文化、観光産業の好循環を目指すものでございます。

以上です。

○石井委員＝そういう趣旨の下にこの目指す姿について具体的になつていけばいいと思いますし、これは必ず世界中の人々に、こういうチャンスはめつたにありませんので、ぜひ取り組んでいただければ、そういうふうに思いますし、我々もいろんなところでお手伝いができる部分があればしっかりとお手伝いをしていくという形にならうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、想定するターゲットの中で、よく言われているインバウンドの現状についてでありますけれども、この「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」は主にインバウンドをターゲットとしていると今話も聞いておりますけれども、佐賀県のインバウンドの国、あるいは地域別の状況と、昨今の先ほど申し上げました日中関係に伴う影響がどういうふうになつてているのかお伺いをしたいと思います。

○太田観光課長＝令和六年の県内宿泊観光客数は約二百三十四万人で、そのうちインバウンドは約二十三万人と佐賀県全体の約一割となつております。

地域別でいきますと、韓国が約七万五千人、全体の三二・八%で最も多く、次いで台湾が約四万一千人、中国が約三万九千人となつております。この三つの国・地域で全体の約七割を占め、中国は県内のインバウンド全体で約一七%の割合となつております。

本県におきまして日中関係の影響についてでございますが、現在、旅行会社

の視察ツアーや中国での商談会が中止されるなどの影響が見られております。また、県内宿泊施設におきましては、中国人旅行者のキャンセルなどによる大きな混乱は今のところ生じておりませんが、県としましては、状況をしつかりと見据えながら、県内の宿泊施設や旅行関係者との情報共有を図りながら、引き続き影響の把握に努めるとともに、今後の国際情勢や旅行動向を継続的に注視してまいります。

以上です。

○石井委員＝今のところ、そう大した影響はないというお話がありました。

私は旅行関係者とか、いろんなところで全国的な感じで聞くと、やっぱり中国の方は関西、大阪とか京都とかが非常に多いということであります。徐々にはその影響が出てきているんですけど、これからが多分大変になつていくんじゃないかなという想像ができますよね。だから、そういうものを先取りした対策、対応、これが非常に大事になつてくると思いますから、ぜひそういうものをしつかり検討しながらやつていただきたいと思いますし、この想定するターゲットについてでありますけれども、「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」ではどのようなターゲットを想定されていますか。

○太田観光課長＝「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」では、欧米などを中心としました文化への関心が高く、知的探求心の高い高付加価値旅行者を中心とした文化への関心が高く、知的探求心の高い高付加価値旅行者をメインターゲットとして想定しております。これまで取り組んでまいりました東アジアを中心としたインバウンド市場においても、引き続きしつかり取り組みながら、このプロジェクトで新たに欧米を中心とした高付加価値旅行者の市場も取り込むことで、エリアのブランディング、滞在の長期化や観光消費額の増加につなげていきたいと考えております。

○石井委員＝今、高付加価値の話が出ましたけど、これもやっぱり情報の発信がそういう意味では非常に大事になつてくるのかなという感じがいたします。

それでは、今年度はどのような取組を行つておられますか。

○太田観光課長＝プロジェクトの初年度であります今年度は、有識者を交えたプロジェクト推進体制の構築、地域が目指す将来像やニーズを踏まえた上で、将来的な自走化を見据える自走化戦略の策定に取り組み始めたところでござります。

一月下旬には、地域におけるプロジェクトのキックオフの意味も込めまして、有田町において観光関係者、陶磁器産業関係者、地域住民などを対象としたエリアフォーラムも開催したいと考えております。地域の皆さんへの思いや高付加価値旅行者を顧客に持つ観光関連事業者へのヒアリング調査などを基に、三月末までに自走化戦略を策定する予定です。

○石井委員＝分かりました。

今年度の取組の状況ですけれども、今年度はどのような取組を今のところで行つておりますか。

○太田観光課長＝今、まさにプロジェクトの取組を始めたところでして、推進体制の構築のためのそういう戦略を策定するチーム体制づくりを今ちょうど行つておられます。

○石井委員＝分かりました。

それで、非常に今後の取組が重要になってくると思います。冒頭申し上げましたように有田の周辺地域との連携、これは先ほど申し上げました唐津、伊万里、武雄、嬉野、そういうところを含めたところの連携になつてくると思いますけれども、このような取組をどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○太田観光課長＝まずは、有田の町全体を「生きたミュージアム」とすることを目指しまして、九州陶磁文化館の文化観光ハブ拠点化や、町内に点在する文化資源をストーリーでつなぎ、世界へ発信していきたいと思つております。さらに、有田を起点に陶磁器とティーツーリズムなど佐賀ならではの特別な体験

や文化資源とつないで、唐津、伊万里、嬉野、武雄など周辺地域へ広げてまいります。

知的探求心の高いインバウンド旅行者が文化を体感し、共感し、また来たいと思わせるようなコンテンツの創出や、心に響くプロモーション手法の転換などを地域の方々と進めていく予定です。本プロジェクトを通して、佐賀に何度も訪れたいという国内外のファンを増やし、住む人と訪れる人が共に感動を共有し、お互いが高め合うことができるような文化観光を、この佐賀から生み出していくかと考えております。

○石井委員＝最後になりますけれども、国内消費者の低価格志向や担い手不足の影響で有田焼の出荷額が随分減っていますよね。随分というよりも劇的に減っているんですね。県陶磁器工業協同組合によりますと、加盟窯元約七十社の出荷額が二〇一四年、六十九億八千万円、ピーク時は一九九二年に四百十三億円から約六分の一だったという、そういう調査結果が出ています。

こういうことで、非常に苦戦をされているんですね。だから、今度のこの事業を本当に起死回生の一発じゃないですけども、そういう気持ちで、これは行政だけじゃなくて、本当に関係者一つにまとまってやるというのが非常に大事だと思いますし、そういうふうにぜひやっていただきたいと思うんですね。それこそ県を挙げてやるという形にならうかと思ひますけど、その辺の決意的なものを聞かせてください。

○太田観光課長＝今の有田焼の状況ということは本当に焼き物出荷額としましては苦しい状況にあるというふうに聞いております。

現在、プレミアムコンテンツを実際に幾つかつくりて体験をして、欧米の方に来てもらつていらつしやるという事業者さんがありまして、そうしたことを通して、今ある有田のそういう窯元さんだつたり、町並みを見ることで、やはり焼き物のすばらしさをまた知つていただき、そういう機会につながり、

購買にもつながっているというふうに聞いております。なので、この事業を通して、有田町にいらっしゃる窯元、商社、様々な方、また、伊万里、武雄、唐津と、様々な陶磁器関係の方々とつながりながら、しっかりと取り組んでいければと思っております。

○石井委員=ありがとうございました。ぜひその気持ちでやつていただきたいと思います。

本当にこういう五年間で十二億円も幾らもという予算を組める事業というのはほとんどありませんので、これを生かしていただきたいと思いますし、それが有田をはじめとした陶磁器産地の、ある意味の復興につながれば、本当にこれにこしたことはないと思います。みんなでぜひ頑張っていただきたいと、そのように思います。

次に、過疎対策としての地域振興についてお伺いをしていきます。

少子高齢化の進展と人口減少の深刻化は、全国の地方自治体が共通して抱える構造的な課題であり、地域社会の持続性を揺るがす最大の要因となっていると存じます。

こうした中、国においては、過疎地域対策緊急措置法、現在は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法を昭和四十五年に制定以来、四度の法改正が行われながら、半世紀以上にわたり過疎対策を展開しているところであります。

一方で、本県の過疎地域においては、社会減、自然減の双方によって、人口減少が引き続き加速をしておると思います。特に若い世代の県外、都市部への流出や、出生数の減少は、地域の将来に直結する深刻な問題であり、地域の担い手不足は、農林水産業をはじめとした産業の衰退を招き、地域経済全体の縮小をもたらしていると思います。

福祉、教育、産業、行政サービスなど、地域の日常生活を支える機能そのものを維持できなくなるおそれがあると思います。結果として、地域の活力やコミュニケーションの結束が弱まり、悪循環的に人口流出や産業の衰退をさらに加速させるリスクがあります。

しかし一方で、過疎地域は、人が少ないからこそ、豊かな自然環境、美しい農山漁村の景観などを維持できている側面もあります。過疎地域や都市部では得られない価値や魅力を持つ存在であり、県全体の持続可能性を考える上で欠かすことのできない地域だと考えております。

このように、過疎の問題は、その地域固有の問題にとどまらず、県全体の活力や次世代に引き継ぐべき地域資源にも深く関係しており、県民一人一人が自分事として捉える必要があるのでないかと思つております。

過疎の概要についてでありますけど、過疎法の制定についてはどのような背景で立法化されたのかお伺いいたします。

○永田さが創生推進課長=法律が制定された背景として、昭和三十年頃からの日本経済の高度成長の過程で農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出、その結果、地方において一定の生活水準や地域社会の維持が困難になるなど深刻な問題が生じておりました。こうした人口減少に起因する諸問題に対応するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法、いわゆる過疎法が制定されたものでござります。

以上でございます。

○石井委員=昭和四十五年ですから、随分年数がたちますよね。

この制定後の運用についてでありますけど、この法の制定後、どのような運用をされてきたのでしょうか。

○永田さが創生推進課長=昭和四十五年に制定されましたこの過疎法でござりますが、当初は十年間の时限立法でございました。このため、以降、その時々

の人口推移や社会状況などを反映し、十年ごとに法律が改正されたり、期限が延長されるなどにより、指定されました過疎地域の税制、財政等に対する支援措置等の運用がなされております。

以上でございます。

○石井委員＝それでは、指定の要件についてでありますけど、過疎法ではどのような地域が過疎地域として指定をされているのでしょうか。

○永田さが創生推進課長＝現在の過疎地域の指定については、令和二年に制定されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において示されております人口要件、それから、財政力要件、それぞれ満たした地域とされております。

人口要件の例としましては、昭和五十五年から令和二年までの四十年間の人口減少率が三〇%以上や、平成七年から令和二年までの二十五年間の同じく人口減少率が一三%以上といった要件が設けられております。

また、財政力要件の例としましては、平成三十年度から令和二年度の三ヵ年平均の財政力指数が〇・五一以下といった要件が設けられております。

これらの人口要件、財政力要件をいずれも満たした地域を過疎地域として総務省が指定しているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝この二つの要件を満たしているところでございます。

この支援措置についてでありますけども、過疎地域に指定されると、どのような支援措置がありますか。

○永田さが創生推進課長＝過疎地域に指定されることによりまして市町は、税制上、財政上の支援措置を受けることができます。

まず、税制上の支援措置として、過疎地域に進出した企業に対する税制上の支援、いわゆる過疎税制。次に、財政上の支援措置として、市町が整備する公

立学校、保育所等の整備に対する国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行が可能となるなど、税制、財政の両面から過疎地域の支援措置が講じられております。

以上でございます。

○石井委員＝そのことを踏まえて、県内の過疎地域についてはどういった地域が指定をされておりますか。

○永田さが創生推進課長＝県内では合併前の旧市町村が対象となっております。一部過疎の市町も含め、現在十一市町が過疎地域として指定を受けております。具体的に申し上げますと、佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町となっております。

以上でございます。

○石井委員＝二十の市町のうちの十一市町が指定をされているということになっていますね。

この指定地域の特徴及び現在の状況についてでありますけども、この県内の過疎地域において人口の推移など現在どのような状況になっていますか。

○永田さが創生推進課長＝県内の過疎地域は地理的な面で、まず、中山間地域や南部、北部の沿岸地域に位置しており、産業構造的な面においては、令和二年度国勢調査の就業人口の構成によりますと、第一次産業の割合が佐賀県全体と比べ高く、第三次産業の割合が低くなっているなどの特徴がございます。

このほか、当然ながら過疎地域は県全体と比較し人口減少率が高く、昭和五十五年から令和二年までの人口減少率は、県全体が約六・三%の減となつてゐるものに対し、一方の過疎地域は約三三・二%の減となつております。また、国勢調査を基に平成二十七年と令和二年を比較した人口の年齢別構成では、過疎地域において年少人口及び生産年齢人口の割合の低下、老人人口割合の上昇が県全体よりも顕著な傾向として現れているなどの状況でございます。

以上でございます。

○石井委員＝そうしますと、その過疎地域に対する県の関わり方というのには当然出てきますけれども、県は関係市町とはどのような連携をされて、そしてどのような取組を行つておられますか。

○永田さが創生推進課長＝県は過疎地域に指定されている市町と佐賀県過疎地域協議会、過疎協と呼んでおりますが、こちらを構成して、県は事務局を担いながら、県が市町と一体となつた地域振興策の検討、推進を図つております。

過疎協においては、会員市町でございます市町の皆さんとの地域振興の取組、こういつたものに対して支援を行う過疎地域支援事業でございますとか、他県の過疎地域の参考事例の視察、それから会員市町の職員を全国の過疎関連の會議に派遣するなどの取組を行つております。

このほか、過疎協として国への要望活動などの事業も行つており、また県としては、各市町ごとに策定されておりますが、過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たりまして、市町への効果的な助言等も行つてはいるところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

○石井委員＝ありがとうございます。地域振興の取組とか、それから要望活動もやつてはいるということでありますけれども、この過疎地域協議会ですかね、これは年間どれぐらいの頻度で会合をやつておられますか。

○永田さが創生推進課長＝過疎協、過疎地域協議会ですけれども、まず総会については年に一回でございます。それから、総会以外では担当者ごととの会議、協議の場などは、隨時、必要に応じて連絡を取り合いながら進めているところでございます。

それから、先ほどの全国会議等に参加したもののが実績として、令和七年度で

でございますけれども、東京都で開催されました人口減少フォーラムに十一市町のうち七人が担当者の中から参加。それから、鳥取県で開催されました全国過疎問題シンポジウム、こちらのほうは九人が参加というような実績もござります。

以上でございます。

○石井委員＝これは非常に大事な協議会じゃないかなと思いますね。ですから、こういう意見交換、情報交換をされて、ぜひ密度の高い協議会にしていただければと、そういうふうに思います。

次に、県の地域振興についてでありますけれども、過疎対策としての地域振興は、過疎地域だけではなく、県民一人一人が自分ごととして捉え、県全体で向き合つていく必要があると考えますが、県ではこれまでどのような地域振興に取り組んでこられたのかお願いをいたします。

○永田さが創生推進課長＝県ではこれまで、自発の地域づくりによる地域振興を推進してまいりました。自発の地域づくりは、行政が計画を立てて地域に何かをやつてもらうものではなく、地域自らが考えて行動する地域主体で進めていくものでございます。このため、県の職員が何度も地域に足を運び、地域の声を拾い上げ、地域住民の皆さんとともに考え、信頼関係を築きながら、地域主体の取組の伴走支援を行つてはいるところでございます。

特に過疎が進むエリア等に対しても、「中山間地・離島・県境振興対策本部」を設置し、自発の伴走の中で拾い上げた地域課題をテーマに、全庁横断的にその解決に向けた取組の検討、推進も図つております。これまで対策本部の中では、地域おこし協力隊の積極的な活用、それから離島ならではのポテンシャルを生かした島留学など、その地域に適した地域振興策の取組の検討を進めてきたところでございます。

自発の地域づくりの伴走支援においては、地域内のできる限り多くの方々に

主体的に関わってもらい、地域全体で取組を進めていくよう、人と人とのつながりづくりなどの工夫も行っています。地域の垣根を越えたつながりづくり、世代の垣根を越えたつながりづくり、仕事の分野の垣根を越えたつながりづくりを狙いとして、「山の会議（仮）」やローカリストアカデミーの取組も実施しております。

多くの県民が県内各地の様々な自発の地域づくりの取組に自分事として参加してもらえるような働きかけを実施しながら、自発の地域づくり、地域振興の取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝自発の地域づくり、地域自らやる。ちょうどさきの議会でだつたと思ひますけれども、私もこの地域おこし協力隊の質問もしましたし、やつぱりこれは本当にいろんな人がいろんな関わり方をしていくことによって地域の振興につながっていくんだろうと、そういうふうに思つたりもしておりますので、ぜひその辺はしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

今後の取組になりますけど、県内の過疎地域の現状も踏まえて、今後、じゃ、

佐賀県としてどのような地域振興づくりに取り組んでいくのかということをお伺いします。

○永田さが創生推進課長＝これまでの自発の地域づくりの推進により、県内各地の地域振興、地域づくりの取組の輪は着実に広がっているものと受け止めております。新たに生まれて育つていくほかの地域の取組を見て、自分たちもやってみようと、さらに新たな自発のチャレンジが誕生したり、一部の地域で点で始まつた取組が、「山の会議（仮）」などの自発の交流の場を通じて、地域やジャンルの垣根を越えてつながり、より大きな面としての取組に発展するなどに至っております。

過疎地域の現状でいいますと、人口減少率が高い状態にあつたり、それから

年齢別構成など、こういった現状を踏まえますと、これまで以上につながりの輪を広げていくことが重要かと考えております。その地域のみだけでなく、県全体として地域振興に進めていくよう、輪を広げていくことが大変重要だと考えております。

今後も地域主体の取組が継続して発展していくよう、引き続き府内の関連部局や市町と連携し、地域に寄り添いながら、前に進もうとチャレンジする自発の地域づくりの取組をしっかりと応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

これは最後に寺田部長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、この質問をしようと思つたきっかけは、過疎とはどんなところだろうと。過疎の市町の特徴は何だろうかとか、これは俗に言われています人口減少とか、高齢化とか、いろいろありますよね。それから、地域経済の停滞とか、いろいろ言わせています。それから、取りも直さず農村、漁村の荒廃とか、これは皆さん御存じのとおりのところであります。

じゃ、なぜ過疎対策が必要かとかですね。今、永田課長とやり取りをさせていただきましたけど、そういうことをしっかりと取り組んでいただいているということも分かりました。あまり暗い話というか、マイナスの感じばかりじゃなくて、実は過疎地域が果たしている役割というのがいっぱいあるんですね。そういうところに俗に言う光を当てていくというのは、これは非常に行政として大事なこともありますし、この協議会があるというわけですから、そういうところでしっかりと議論をぜひしていただきたいと、そういうふうに思います。

本当に美しい日本とか、美しい国とか、美しい町とか、美しい市と、これは過疎にしかもしかしたらないかもしれない。そういうところに本当の意味の光

を当てていくというのは大事だと思います。そこは非常に地味な感じですが、何回も言いますけど、そういうところに光を当てていくのが行政であり、地域であろうかと、そういうふうに私自身は思つておりますので、頑張つてやつていただきたいと思います。これからもつともつと少子化も進む、高齢化も進むことは間違いないですから、そこはしっかりと基に据えてやつていただきたいと思います。

今、永田課長と過疎地域の現状とか、これまでの取組とか実績、こういうものを国への要望とか提案とか言つてきましたけれども、私は本物の地域資源というものは過疎地域にこそあるんだという、そういう気持ちを持っておりますので、ぜひそういうのをちょっとと思いながら話をしてください。

#### ○寺田地域交流部長Ⅱお答えいたします。

委員から御発言もありましたとおり、佐賀県内には都市部では決して体験することができないものがあふれているというふうに思つております。地域ならではの歴史とか、食とか、文化とかはもちろんんですけど、先ほど委員おつしやつていたように美しい自然、棚田ですか、いろいろなものはやはり過疎地域にも多くあるんだろうというふうに思つております。本物の観光資源が数多く存在しているんだろうというふうに思つてているところでございます。

そして、現在、県内各地で、先ほど課長からも答弁いたしましたけれども、自発の地域づくりというのが本当に各所で行われております。様々な取組が進んでおります。中でも鹿島の酒蔵ツーリズムですか、それから、嬉野のティーツーリズムなどは、本当に地域の方々によつて磨き上げられてきたといふふうに考えておりまして、国内のみならず、海外の方からも多くの注目を集めている、本当にキラーコンテンツだなというふうに思つてゐるところでござります。

これらの取組からそうしたコンテンツが生まれていく、そして、育つていつ

た背景には、地域の方々自らが地域のよさ、資源のすばらしさに気づいていて、そして、一部の関係者だけではなくて、地域内の幅広い分野の人たちとつながつて、多くの住民を巻き込みながら取組の輪が広がつてきたんだろうというふうに考えているところでございます。

そういう中で、この人と人とのつながり、課長からも先ほど答弁申し上げましたけれども、この輪の広がりこそが交流人口ですとか関係人口が広がつていく、そして、場合によつては移住につながつていく、ひいては委員も先ほどからお話しいただいておりますとおり、担い手となつて、過疎対策にも資するような地域振興のポイントではないかなというふうに考えているところでございます。

#### 一例申し上げますと、嬉野の温泉街では「暮らし観光まちあるき」の取組が大変好評でござります。

これは旅館の経営者自らが案内役を務めまして、地元の商店街ですか和菓子屋さんなどに立ち寄つて、お店のスタッフと会話したり、偶然の出会いですか、自然の会話というか、そういうふた参加者同士の新たなつながりも含めて楽しむことができる取組だなというふうに思つております。

私も嬉野の「まちあるき」に参加をいたしましたけれども、特別何か仕掛けがあるわけではございませんで、温泉街の方々の飾らない感じの出会いですか、嬉野の温泉街の方々の日常の体験をさせていただく。案内役も訪問先の方も参加者でさえもそのイベントの主役というか、そういう形になつて盛り上がることができる。まさに人と人とのつながりによる地域振興の貴重な取組ではないかなというふうに考えております。

これは聞いた話ではありますが、参加者のお一人の若者はこの体験を通じて地域のファンとなられて、案内役を務めた経営者の旅館に就職なされて、今は新たな案内役を担うといった、そうした地域振興のみならず、自発の取組の次の世代の継承にもつながつてゐるのかなというふうに考えているところです。

そして、現在、この取組は嬉野や小城市で始まったわけですけれども、まさに自発の取組のキー・ペーソン同士のつながりの中で県内各地に同様の取組が広がっているという状況でございます。県といたしましては、こうした自発の取組、今後も引き続き様々な場面を通じてより多くの県民に、委員もおっしゃつたように自分ごととして、自発の地域づくりはいろんなスタイルの関わり方があると思っておりますので、自分ごととして身近な地域資源の取組に関わってもらいたいながら、この自発の地域づくりの取組の輪を広げていくことで過疎地域はもちろんでございますけれども、佐賀県全体を輝かせていきたい、光を当てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石井委員=ありがとうございます。部長自ら現場、現地に出向いて体験をされたということですから、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、これも多くの議員が一般質問とか、この委員会で質問をしてきていると思いますけれども、無電柱化事業について質問したいと思います。この無電柱化、全国には約三千六百万本の電柱があると言われております。

近年、災害の激甚化、頻発化、高齢化などによつて、道路から電柱、電線をなくすべきだという要請が一層高まっております。国の無電柱化推進計画では、無電柱化の進め方について、やみくもに実施するのではなく、必要性の高い区域を重点的に進める、こととされております。その対象道路は、災害時の避難や物資の輸送、避難所に通じる道路、生活道路や商店街、通学路で高齢者や障害者が電柱を避ける際に車道にはみ出す道路、世界遺産や日本遺産など歴史的な趣のある景観の保全が必要な道路がその対象になつていてとされております。

県内でも、これもこの間の議会で私が取り上げましたけど、佐賀大学の北側の道路が無電柱化されたことにより、以前より本当に通りが明るくなり、すつきりなつたと思っています。景観的にも非常によくなつたと思います。

そこで、県内のこれまでの取組についてであります。

これまで、県内で無電柱化が行われた主な具体的なところはどこなのかお伺いをいたします。

○江口道路安全推進室長=県内におきましては、良好な景観、住環境の形成や安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上など、良好な都市空間の創造に資することを目的として無電柱化の取組を行つてきました。これまで、人通りの多い商業地域や駅周辺地域、また、景観への配慮が求められる地域などにおいて実施してきたところでございます。

具体的には、県が管理する道路におきましては、昭和六十一年度から佐賀駅から県庁までの中央大通りにおきまして初めて無電柱化を実施して以来、県道東与賀佐賀線の佐大南交差点から国道二百六十三号のSAGAサンライズパークまでの区間など約二十二キロの整備を行つてきました。国が管理する道路においては、国道三十四号の鳥栖市の市街地、佐賀市の兵庫町藤木から神園、嬉野市の市街地、国道二百三号につきましては小城市的市街地などにおきまして、約十二キロの整備がされたところでございます。

市町が管理する道路につきましては、観光地となつている鹿島市の肥前浜宿の酒蔵通りや唐津市の曳山通りなど約九キロが整備されたところでございます。県内の国、県、市町管理道路全体で約四十三キロの整備が実施されたところでございます。

以上です。

○石井委員=ありがとうございます。

国、県、市町で四十三キロを今のところ整備してきたということでありますけど、この四十三キロが順調にいっているのか、遅れているのか、その辺をちょっと教えてくれますか。

○江口道路安全推進室長＝現在、四十三キロの整備が終わったところですけれども、無電柱化につきましては計画を立ててですね、全体の延長としましては、進捗率としては低いところでございますけれども、確実に進んでいると考えているところでございます。

以上です。

○石井委員＝ありがとうございました。申し訳なかつたんですけど、特別にちよつと振りました。

これはやつぱり予算が伴うことですから、なかなか思うようにいかないところもあるかと思いますけれども、ぜひ市町とか国とも連携を取つてやつていただければと、そういうふうに思つたりいたしております。

次に、現在の取組状況ですけれども、現在、無電柱化事業を実施している主な箇所を教えてください。

○江口道路安全推進室長＝県が管理します道路におきましては、良好な景観の形成と利用者の安全で快適な通行を目的に、先ほど委員からお話がありましたところの佐賀市の佐賀大学の北側を通る県道西与賀佐賀線、また、唐津市の唐津くんちの曳山通りとなつていています県道唐津呼子線、また、小城市の小城駅へつながる県道小城牛津線、また、鹿島市の肥前鹿島駅周辺整備として行う県道肥前鹿島停車場線の五カ所で街路事業として無電柱化を実施しております。

今度、国が管理いたします道路におきましては、防災性の向上などを目的に国道三十四号の佐賀市開成地区、鳥栖市神辺地区、武雄市武雄地区の三カ所で無電柱化が行われているところでございます。

市町が管理する道路におきましては、佐賀市の佐賀駅からSAGAアリーナに向かいます市道三溝線、いわゆるサンライズストリートにおいて安全で楽しく歩ける空間を創出するため、佐賀市で無電柱化を実施されているところでございます。

以上です。

○石井委員＝いろいろな効果があるということが改めて分かりました。

○江口道路安全推進室長＝無電柱化を行い、上空の架空線や電柱が撤去されたことによりまして、町並みの良好な景観の形成、また、安全で快適な通行空間の確保、また、地震時における電柱倒壊の防止、緊急車両の通行の確保、電気や通信といったライフラインの安定供給などの効果が期待できるというふうに考えております。

以上です。

○石井委員＝いろいろな効果があるということが改めて分かりました。

最近は、それこそ先ほど冒頭質問に入る前に話をした災害関係とか、そういうのに無電柱化が非常に効力を發揮しているという、そういう物の本も読んだことがありますし、そういう話も聞きますので、やつぱり整備をすることによってそういうのを防ぐことができるということもありますので、また今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、整備をするに当たつてはいいことばかりじゃなくて、恐らく課題——デメリットと言つていいかどうか分かりませんけど、課題もあるのではないかと思つています。

諸外国では、特にヨーロッパの都市では日本より無電柱化が進んでおりますけれども、ヨーロッパでは十九世紀末頃の電力供給を開始した当初から、都市景観の保護、土地利用の効率化などを目的に地中化が進められたことによると言われております。一方、日本では、第二次世界大戦後の復興を行う際に電力

の急激な需要に対応できるように、安価で維持管理がしやすいとして架空線による整備を行いました。このような異なる背景により、日本では思うように無電柱化が進んでいないのではないかと考えられますけれども、この無電柱化を整備するに当たっての課題というはどういう課題がありますか。

○江口道路安全推進室長＝一つに、整備する区間や工法を検討する際に電線管理者や地下に埋設されています上水道、下水道などの占用物の管理者との調整、協議に時間を要していることが挙げられます。

一つに、電力の管理や調整などを行う地上機器の設置場所や、路上工事の時間などについて沿線住民の方との調整に課題があると考えております。

最後に、埋設する管路などの整備に多額の予算を要すること、この三つが大きなものだと考えているところでございます。

以上です。

○石井委員＝上下水道とか、電力とか、やっぱり住民の方たちとのいろんなものもあるということで、我々が思っているより簡単にはいかないところがあるんだなというのがよく分かります。

次に、この課題への対応についてでありますけれども、県としては、このような課題についてどのような対応をされていくのでしょうか。

○江口道路安全推進室長＝事業者との調整につきましては、県内で実施する無電柱化を計画的かつ円滑に推進していくため、国、県、市町の道路管理者や各電線管理者、学識経験者で構成する佐賀県無電柱化協議会での調整や、各占用者と個別に調整を行ながら進めています。

もう一つ、沿線住民の方との調整におきましては、地元の方がイメージやすいように、実際に地上機器の模型を現地に置いての説明や設置場所の調整を行ななどの工夫を行いながら、理解を得られるように努めています。

もう一つに、無電柱化に要する費用の縮減については、管路等を埋設せずに

民地の裏側へ配線をするという、通称「裏配線」という言い方の方法などによるものによる無電柱化の検討、管路をできるだけ浅い場所に設置するなど幅広く検討を行い、コスト縮減に努めています。また、先ほど御説明した無電柱化協議会において、コスト縮減に係る知見や最新技術などの情報共有をいただいているところでございます。

以上です。

○石井委員＝なかなか調整も含めて難しい面があるんだなというのが改めて分かりました。やっぱりコストがかかるというのは、私がちょっと聞いた感じでは一キロ五億円ぐらいかかるということのようですから、やっぱり相当かかるんだなど、予算が必要なんだなという感じがいたします。

今後の取組についてですけど、これは永松部長にお伺いしますが、県ではこの無電柱化に向け、今後どのような取組をされるんでしょうかということで、今年もこれは永松部長も多分一緒に行かれたと思いませんけど、国への提案、これは県内の首長さんと知事と国土交通省に無電柱化の推進ということで、項目をちゃんとしつかり上げて行っていただいておりますので、これは今年だけ終わるんじやなくて、恐らくずっと続していくわけでしょうから、ぜひ本省に行つたときは本省の出身でもありますし、しつかりこの無電柱化についても、小さい県ではありますけれども、その必要性を今まで議論をしたことを踏まえていただきて、来年以降も取り組んでいただきたいと思いますけれども、部長いかがでしょうか。

○永松県土整備部長＝無電柱化につきましては、良好な景観、住環境の形成、それから、安全で快適な通行空間の確保、それから道路の防災機能の向上などを目的とした事業でございますけれども、全県でこれまで約四十三キロの整備を完了したところでございます。

この無電柱化によりまして、その地域の特徴ですか、ポテンシャルを生か

したまちづくり、それから災害に強いまちづくりを実現していくための取組の一つになるものと認識をしていますと、

幾つか事例を述べさせていただきますと、

佐賀大学の北側の県道西与賀佐賀線におきましては、歩道の整備での事例を挙げますと、行つたことで、大学生などが安全に通行できるようになつたほか、佐賀大学美術館などの地域連携の拠点が横に整備をされまして、周辺の飲食店等の店舗の出店など、周辺のまちづくり全体も進んできているというふうに認識しているところです。

また、この間の一般質問でもお答えいたしましたけれども、有田陶器市の表通りとなつています県道大木有田線におきましては、この内山地区が持つ歴史的な町並みですとか、趣を生かせるように、道路の拡幅や歩道の新たな整備はやらずに、現在の道路幅を基本に無電柱化というのを進めておりまして、その地域の景観ですか、観光文化と相まつたまちづくりの一助となるように取り組んでいるところです。

佐賀市の市道三溝線につきましては、SAGAアリーナで開催される催しなどで多くの方が佐賀駅からSAGAサンライズパークまで歩いて御利用されておりまして、「歩こう。佐賀県。」の推進ですとか、それから佐賀駅の北側エリアのにぎわいにもつながっているものと思っております。

今述べましたとおり、無電柱化による地域の様々な効果ですとか、一方で、

事業実施に当たつての課題があるという状況です。

引き続き、事業を行うために不可欠であります地元の方々との御理解、御協力ですとか、あと電線管理者などとの調整、それからコスト縮減に努めながら、良好な景観、住環境の形成、それから安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災機能の向上など、そういったものにつながるよう、予算の確保に努めまして、無電柱化の推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○石井委員＝ぜひそういう気持ちで取り組んでいただければ、そういうふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

国道三十四号の今寺歩道整備事業についてであります。

国道三十四号は、佐賀県の鳥栖市から、佐賀市、武雄市、嬉野市などを経由して、長崎県長崎市へと至る重要な幹線道路であります。

本県の経済、産業の発展を支える東西軸であるとともに、周辺住民にとっては日常生活に欠かせない重要な道路であります。

国道三十四号の嬉野市嬉野町の今寺地区を通る区間について、これは明治から昭和にかけて、現在の道路が整備された当時は、恐らく地域の方たちが待ち望んだ、本当に広いと感じた道路であつたかもしれませんけど、その後の自動車の利用の変化とか、最近では新幹線嬉野温泉駅開業に伴う周辺の開発、大型店舗の出店もありました。車などの出入りは非常に増えております。この地域の交通環境は大きく変化をしておりますことから、現在では道幅も狭く感じるようになりました。

また、この区間は付近の小学校への通学路となつているものの、歩道がないため、地域の方々からは、早期の交通安全対策を望む声が聞かれております。また私も要望を受けております。

このため、国土交通省佐賀国道事務所において、今寺歩道整備事業を立ち上げ、現在事業の推進に取り組まれているところだと思います。

しかしながら、いまだ工事に着手することに至つておりません。その完成は見通せない状況だと思います。

地域の方々が強く待ち望んでおられますし、国道三十四号今寺歩道整備事業を早期に進めていただきたいと思っております。

この今寺歩道整備の事業目的や内容についてどうなっているのかお伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

今寺歩道整備事業は、今宿交差点、今寺交差点を含む延長六百メートル区間の交通安全対策事業でございます。

この区間は、嬉野小学校指定の通学路になつてているほか、嬉野中学校、嬉野高校への通学にも利用されております。

しかしながら、歩道がない、または片側に一メートル未満の歩道しかない状況となつております。

このため、安心して通行できる歩行空間を確保することを目的としまして、国において令和二年度に事業化をしております。

以上でございます。

○石井委員＝令和二年度に事業化してから、もう今は七年ですよね。随分時間がたちました。現在の進捗状況についてでありますけど、この今寺歩道整備の事業化後、一定期間が、今の話じゃないけど、たとうとしておりますけれども、なかなか現地での動きが見えないという話もあります。現在の進捗状況はどうなつてているんでしょうか。

○天本道路課長＝現在の進捗状況は、令和二年度に事業化後、これまで現地の測量や概略の道路設計、関係機関協議などが進められてきました。

令和六年度に用地買収に着手し、現在、用地買収や詳細の道路設計が進められているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝今後の予定についてでありますけれども、地域の方々は早期の整備を強く期待をされております。歩道整備の完了時期がいつ頃になるんだろうかという話をよく聞きます。

この整備予定についてお伺いをいたしますが、もしあればありますけど、何か問題点みたいなのはないんですか。

○天本道路課長＝国からは、今後の整備予定について、用地買収に着手したばかりでありますので、完了時期をお示しできる段階ではないというふうに聞いております。

工事に着手するためには一定の用地の確保が必要であります、現在、用地買収を進められているところでございます。用地買収を進めるためには、沿地域の方々の理解と協力が不可欠です。

今のところ、交通安全対策そのものに対する事業に対する強い反対はないと聞いております。早く工事に着手できるよう、地域の理解と協力を得ながら、事業の進捗を図られていると聞いております。

以上でございます。

○石井委員＝それでは、整備促進への取組についてでありますけど、県では先月、先ほど話をしましたけれども、国への政策提案を行われたと聞いております。地域の期待が大きい交通安全対策などの道路整備が進むよう、今後どのような取組をされていきますか。

○天本道路課長＝交通安全対策を含む道路整備を進めていくためには、道路関係予算の確保が必要です。県では国の予算編成の適期を捉えて政策提案を実施しております。今年五月の政策提案では、道路関係予算の総額確保を国土交通省や財務省に対し求めてまいりました。また、十一月の政策提案では、交通安全対策を含む道路関係予算の配分を求めてきたところでございます。交通安全対策を含めた道路整備が促進されるよう、引き続き整備の必要性や効果、地域の声を国へ届けてまいります。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。そういうことで地元の方も待ち望んで

おられますし、反対とかなんとかも特段あつていないうな答弁でもありますので、一日も早く事業着手に取り組まれるようなお力添えを部長お願いしたいと思いますよ。

繰り返しになります。この今寺地区というのは、ちょうどどこちらから行きますと、今、大型商業施設ができています。そのちょっと先には新幹線の嬉野温泉駅があります。嬉野高校があります。先ほど課長さんが答弁されました嬉野小学校、嬉野中学校、それから嬉野高校の通学路にもなっています。それから、嬉野医療センターもあります。それから、杵藤地区広域圏の消防署も数年前にちょうど新幹線の裏側のほうに移転をして、ずっと立て込んで今来ております。企業誘致で企業が入っているちょっとした建物もできたりもしております、本当に最初にできた頃は、恐らくその当時の方たちはこんな広い立派な道路ができたねと多分話をされたはずなんんですけど、この時代になると、本当に歩道が片方しかないし、ないところもあるしということで、そういうところをぜひこれは早くやつぱりやるべきだと思います。

ですから、多分、道路課の皆様も現地も何回も行かれて見られていらっしゃると思いますので、実現するように、ぜひ財務省、国土交通省、そういうところに波状攻撃をしていただければなど、そういうふうに思います。一日も早く完成するように努力をしていただくようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○富田委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十六時四十分をめどに委員会を再開いたします。

午後四時二十八分 休憩

午後四時三十八分 開議

○富田委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○富田委員長＝まず、甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十九号議案、乙第六十七号議案、乙第七十一号議案及び乙第七十二号議案、乙第七十六号議案から乙第七十八号議案まで三件、乙第八十三号議案及び乙第八十四号議案、乙第八十六号議案、乙第八十九号議案、以上十二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長＝全員起立と認めます。よって、以上十二件の議案は原案のとおり可決されました。

○ 繼 続 審 査

○富田委員長＝最後に、九月定例会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について  
一、文化・スポーツ交流行政について  
一、県土整備行政について  
一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願つておきます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。

午後四時四十一分 閉会

速 記 者 井 上 琴 葉